

第七十五回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第七号

昭和五十年六月二十五日(水曜日)  
午後一時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中西 一郎君  
理事 西 一 郎君

委員

有田 一寿君  
斎藤 十朗君  
高橋 邦雄君  
橋 直治君  
戸塚 進也君  
秦野 章君  
宮崎 正雄君  
秋山 長造君  
戸田 菊雄君  
中村 波男君  
秦 豊君  
多田 省吾君  
橋本 敦君  
和田 春生君

委員以外の議員

員

市川 房枝君

衆議院議員

修正案提出者 山田 芳治君  
修正案提出者 小沢 貞孝君

國務大臣

自治大臣 福田 一君

政府委員

警察庁刑事局長 田村 宣明君

事務局側

自治省行政局選  
挙部長 土屋 佳照君  
常任委員会専門  
員 伊藤 保君

説明員

法務省刑事局刑  
事課長 吉田 淳一君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(案外二名発議)

ましてから長い年月がたつていたのであります。四十二年、佐藤内閣が設置いたしました第五次選挙制度審議会は、個人献金と党費にしよう答申がなされました。しかし、その案は当時の政府・自民党の手で骨抜きにされまして、昭和四十二年、三年、四年と連続、すなわち三回提案をされたのであります。自民党の強い反対によつて廃案になったという、こういう経過、いきさつがあるわけでありまして、こういう経過の中から、今回政府が政治資金規正法並びに公職選挙法の改正案を提案になりました。いわば動機といふべきか、きつかけといふべきか、その裏には政治的な背景があったと思つておられますが、これらについて、福田自治大臣に改めてお聞きをして、その上でひとつ具体的な内容に入つてお尋ねをいたしたい、かように考えておる次第であります。

○國務大臣(福田一君) 答えをいたします。

御指摘のとおり、数回にわたつて政治資金規正法は国会に提案されたわけでありまして、そのときどきの提案が否決されるという審議未了に終わった経緯をここで詳しく申し上げるのもいゝかと思ひますが、これはおわかりのこととおもうのであります。今回の政治資金規正法を提案するに至りました動機は、やはり昨年の参議院の選挙に当たりまして、非常に金がかかるあるいは金権政治であるという国民的な批判が巻き起こりまして、そこでこれは何としてもこの問題の解決にわれわれは強く前進をする必要があると考えまして、その意味合いで案をつくることになったわけでございますが、特に昨年の暮れには衆議院におきまして、この政治資金の規制について金権政治を何とか処理をしなければならぬという野党も与党も含めた全会一致の案が出されたわけでございます。これを受けて、これはもう何となくでもこれを実現しよう、こういう意味で、一般の

世論としましてまた国会における与野党の要請に基づいて今回の法案を出したというのがわれわれの考えでございます。

○中村波男君 いまさら私が指摘を申し上げますまでもなく、わが国が科学技術も先進国の水準を大きく抜くような経済大国に発展をいたしました、このことは自他ともに認めなければならぬことだと思つておられますが、しかし、ひとり政治だけは政党の非近代化的な状態から依然として抜け切つていない、後進性を保つておる、こういう反省の上に立つて今回の政治資金規正法なり公職選挙法の改正を何ともしもいゆる通さなければならぬという、そういう熱意で自治大臣を始め政府当局が今日まで対処してこられたかどうか、そこまで深く立ち入つていままでの動きを見ておりますと、そういう政治的な信念といふべきか、政治を近代化しなければならぬという挙党的な体制というものがあつたと必ずしも言えない面があるんじゃないか、そういうことを今日までの国会における審議の経過の中で感じておりますのは私一人ではないというふうにも思つておられます。

そこで、政治資金は個人献金に限れ、企業からの献金は禁止すべしとするのが私たち社会党の政治資金規正法に対する基本的な姿勢であるわけでありまして、このことは社会党のみならず、三木総理におかれましては強い決意でこの問題にいよいよ取り組んでこられた。三木試案によりまして十万円以上を公開するという案が最初出たわけでありまして、しかし国会に出してこられました政治資金規正法の内容というのは、大きく後退をいたしておることは、これはだれしも否定できない内容であらうというふうに思つておられます。そこで大臣、この政治資金規正法をおつくり

になるに当たりまして、いわゆる第五次選挙制度審議会の政治資金規正法に対する答申ですね、これを土台にしてその上に積み上げられて成案されたのかどうか、このことをまず伺っておきませんか。次の質問に移れないと思うわけですが、いかがですか。

○国務大臣(福田一君) 第五次選挙制度審議会の案を土台にしたかどうかということでございます。ならば、参考にはいたしましたけれども、それを土台にするという考え方で臨んだわけではございません。いままでもいろいろの答申が出ております。そして総理のお考えも一応ござります。しかし、われわれといたしましては、実際の政治の実態というものを踏まえ、日本の政治の置かれておる姿あるいは政治資金等についての姿等を十分認識をした上で、とにかくこれを前進させるのだというたてまえでいまのままでおいてはいけない、これを何とかして改正するといいますが、改革するといいますが、一歩でも二歩でも前へより正しい目的のために前進をさせるのだ、こういう見地から案の起草といえますか起案に当たったというのが事実でございます。

○中村波男君 一歩でも二歩でも前進させるのだというお考えであります。しかし昨年の参議院選挙の金権選挙によって国民の政治不信というのは私はその極に達したと思うわけでありまして、したがって、そういういわばのんびりした姿勢で国民の期待にこたえるような政治資金規制というものが国民にこたえることができるのかどうか、そういう内容であるのかどうかということに對しましては、私たち大變な不満を持つものであります。そこで、もう一歩立ち入ってお尋ねをいたしますが、三木構想、三木試案、これはいわば三木さんの総理になられた第一の国民への公約であったと思うわけでありまして、国民は公約として受けとめておられるのであります。なぜ三木試案がこれほど大きく、少し後退したという程度ならば私はきょうここでそう大きな声をして責め立てようとは思いませんけれども、大變な

後退をいたしました内容である。昭和四十二年に、いわゆる提案をされた政治資金規正法、これを便宜的に第一次案というふうに申し上げますが、これと比べましても大變内容がいわゆる悪くなっている。そういうものでなければ出せなかった。このことは、一歩でも二歩でも前進させるんだとおっしゃいますけれども、それは言いわけであつて、まともななかったというところに根本的に問題がひそんでおるのではないかと申すのであります。なぜ三木構想、三木試案がこれほど大きく後退したか、その点について大臣のひつと率直な経過として御報告を承りたいと思うわけでありま

す。

○国務大臣(福田一君) 政治資金規正法に対するわれわれの態度がなまぬるい、また総理の言っておるところと非常に相違が出てきた、こういう御指摘であると思うのでござりますが、総理は最初三年後には個人献金と言われたのであります。が、五年後、政治の実態を見ると五年後でもやむを得ないというふうなことになる、そしてまた法人の寄付というものは悪ではないんだということを言っておられるわけでございます。私は政治というものは実態と離れたことをやろうとしてもできないものだと思います。なぜいままでも数回にわたって政治資金規正法が出たのにそれが実現できなかつたかということになります。それはやはり議員の認識がそこまではつきりいかなかったというのであります。もしそういうような認識がいかなかったことであれば、私は、国民の側から批判すれば次の総選挙等々では当然自民党は少数に陥るべきであると思うのであります。す、国民の批判ということから言へば、ところが必ずしもそういう姿にならなかつたというところは、国民は批判はされますけれども、どういふ内容までは、是正はしなければならぬと思つておつても、どういふ内容までやるかということに對しては私はなかなか一致した意見というものはまだ出てきておらないと思つて、政治資金問題をとり上げなさいかぬということではこれは

もうほとんど全国民の希望であるけれども、どういふ内容にするかということについてはまたいろいろの御批判、差があるだろうと思つております。その差がござりまするのを、その差を完全に埋めてしまおうということとはわれわれとしてはなかなか把握に困難を感じるわけでございます。やはりどうしてもこういうものは二歩でも三歩でもはざつて一歩でも二歩でもという言葉を言つた、それが不適当であれば二歩でも三歩でもと、三歩でも四歩でもと、こう言いたいところなんでしょうが、しかし、とにかくスタートをしなければこれは問題にならない。もう十年來そういう話をして、しかも一つも法律がそういう意味で改正されないというのではいかぬから、やはりどうしても二歩でも三歩でもとにかくこゝで踏み出さなければいかぬ、こういう気持ちでわれわれがこの法案を出しておるということをひとつ御認識を賜りたいのでござります。それは非常に不満であるということでございます。これは非常には御批判として承るということでございます。われわれとしては、これはこの程度で一応ひとつ御賛成をいただきたいという意味でここに提案をいたしておるのでござります。その点をひとつ了としていただきたいと考えております。

○中村波男君 いま大臣の御答弁の中に、国民は政治資金規制問題について批判はしておるけれども、具体的にあらわれてきていない。そのことは、恐らく私は、選挙の結果衆議院においては自民党が圧倒多数、圧倒とは言わないかも知れませんが、絶対過半数を占めておる、参議院においても過半数を占めておる、このことに国民の世論、政治資金規制に対する国民の考え方というものが表

現されているんだというふうにおとりになつておる、そういう御答弁だというふうに受け取るわけでありまして、余りにもこれはおこる姿勢であり、福田自治大臣のお説には承服するわけにはま

は全然ないと思つて取つてよろしいのでしょうか。

○国務大臣(福田一君) 私は決して選挙の結果を謙虚に受けとめないわけではございません。いままでは自民党の数は減つたわけでありまして、また、投票総数においても差がついたわけではございません。しかし、この前も申し上げたんですが、もし野党の皆さんが同じような政策を持ってい

でなつて、自民党がこれだけの票しか取らなかつたということではございませう。これはわれわれとしてはいさぎよく桂冠をすべきときであつたと思つておる。比較多数ということでは

は、政権を担当することでありまして、しかも絶対数においてもまだやはり参議院においてもわれわれの方が絶対多数でござります。衆議院においても同じく絶対多数でございまして、その意味では、われわれは何も反省しないとか何とかいう意味ではございせん、反省はいたしております。こういうことならば、将来はどうなるかということも考えておりますし、また、もつと国民の意向をくんでいかなければならぬと思つておりますけれども、それと政治資金に対する姿勢を結びつけて、それだけでこの問題が、こういうふうな参議院の結果あるいは衆議院の結果が出たというふうな結びつけていくのはいささか無理があるんではないだろうかという意味のことを申し上げたつもりでございます。

○中村波男君 見解の相違ということでは、議論をいたしても平行線をたどると思つておりますが、一言あえて申し上げますならば、福田大臣としてはもう少し政治資金規正法を、自治大臣としては自治省が政府として提案をするにつ

ては、少なくとも第五次審議会の答申程度のもので出されたけれども、しかし党内の事情はなかなかそれを出さなければならぬ、だからううておくわけにいかぬから二歩でも三歩でも前進させるためにこの案を出したんだと、これは口に出しては大臣として責任上言えないかも知れませんが、それは私は理解できると思つておる。ならば、これは私は理解できると思つておる。

しかし、おっしゃることが全く腹の底から福田さん

の政治的な感覚であり姿勢であるということについては、これは私は納得はできないわけですが、しかし、この問題でいつまでも同じことを繰り返してはおけません。いまの問題でも、続いて質問に入りたいと思うわけですが、先刻も大臣みずからおっしゃったんですが、この案を出すに当たりまして、自民党としては五年後の見直し規定を条文の中にお入れになっておられるわけですが、この見直し規定と申しますか、この規定は、これは労災法とか宅地並み課税のごとき拘束力は私には全くないと思うんですね。したがって、こういう規定をお入れになったからといって、果たして五年後にこの政治資金規正法を見直し改正案を出しになるかどうかということについて私たちは信用を正直に言っています。したがって、本当にそういうお気持ちがあるならば、それが党内としてまとまった御意見でありますならば、仮に参議院で議員間でよく話し合います、そして附帯決議としてこれを出した場合に、大臣として自民党をまとめてこの規定を参議院の決議としてきっちりと整理するという御努力をされるお考えがあるかどうか、それだけ責任を持つお考えがあるかどうか、このことを加えてお尋ねをいたしておきます。

○国務大臣(福田一君) 中村さんも御案内のように、附帯決議というのは、いわゆる決議、衆参両院の本会議における決議の一つの形ではございますけれども、それによって方向が確定するということではないので、意思がそういうふうにあられるということだと思っております。それは政府に直接の、もうそのままするという、そのままするという政治責任を負うべきかどうかということについては議論が分かれるところだろうと思っております。いろいろ御意見があると思いますが、皆さんの間でそういうような附帯決議が一致して決まったということでございますれば、われわれとしても十分尊重をいたさなければならぬと思

っております。

○中村波男君 いや先般から大臣の御答弁を聞いておりますと、いわゆる与野党で話がまとまれば定数は正にも応じてよろしい、こういうことを繰り返しておっしゃるわけですね。いまの問題でも、いまの自民党の党内事情を、失礼であります、私たち外から見ると、こういう決議が参議院でまとまりそうにないと思っておられるわけですね。またまれば幸いあります。したがって、本当に政府が責任を持ってこれにこたえるという内容について、こういう五年後の見直し規定というのを法文の中にお載せになったわけですから、この責任というのは重大だと思っております。だとすると、そう君たちが疑うなら、やはり院としての決議というのをしておけば、もうひとつ私たちが言う拘束力というものは強いと思うのです。そういう意味で大臣として、自民党のいわゆる首脳の人として、そういうことに対してやはり自民党をまとめて、野党がもしそういう要求をするのであるならばこたえる用意があるという、そういう御答弁が出ないものであろうか、こういうことでお尋ねをしたわけでありました。

○国務大臣(福田一君) 法案の中に御案内のように、検討を加える、五年後には検討を加えるという御承知のとおりでございます。われわれが検討を加えるという以上は、この検討をしないわけにはいかないものであります。法案でそういうことには、そのときにどう決めるかというについては、そのときの事情がやはりあるだろうと思っております。五年後のことを私がいまここで必ずこういいたしますという約束はできません。しかし、検討を加えるのですから、そのときにははじめに——この問題はやはり個人献金にできないかというつもりで議員が皆でひとつ研究をしよう、こういう意思に基づいてこの法案を出しておるのでございまして、その場合に、私に何か政治的に党内を取りまとめるような努力をこの際してはどうかというお話であります、まあ私はとてもそんな力はございません。

で、皆さんにひとつどうだろうか、こういう御意見もあるがひとつということまでは言えませんが、何も言わないと申し上げるのではありませんけれども、党内を取りまとめるなどというような力は、私には力はありません。しかし、意思はございします。こういうような御意見があったので、なるべくそういうふうな方向に持っていきたい、いやないかという意思は持つておるつもりでございます。

○中村波男君 いまおっしゃったように、これは検討することでありまして、必ず五年後には見直しをして修正するんだと、こういうことにはなっておりませんから、これは全く、規定として条文には書かれておりますけれども、これは体裁をつくらうのみの条文ではないかという私たちが疑いを持たざるを得ないわけでありました。したがって、そういう意味で本当にこれに責任を持つ、本当に党議として検討をする——検討ということは、いいか悪いか検討してこのままではよろしいという結論を出す検討ではなくて、これはやはり国民の世論にこたえるためにも、五年間は猶予を求めたけれども、五年後には必ず三木構想に近いような方向で検討し直すということが大臣として合意をされた内容であるということであるならば、これ以上質問を申し上げることはないと思っておりますが、この内容についてはどうでございますでしょうか。

○国務大臣(福田一君) 私は五年後には前向きで検討をする、言うなれば、そちらの方向へ持っていくような努力をする意味において検討を加えたい、こういう意味でございます。

○秋山長造君 ちょっと関連して。いまの附則八条の、五年後に検討するということですが、これは、この法律の施行日が五十二年一月一日、こうなっておりますから、それから五年になるわけですが、この五十六年一月一日が来た時点で検討を始めるという意味ですか。それとも五十二年の一月一日、まる五年たつまでにこ

の施行状況と照らし合わせながら並行して検討を進めて、そしてちょうど五十二年たつ時点でその結論を出すという意味ですか。どっちですか。

○国務大臣(福田一君) 実はこの法律をつくるときに、すでに個人献金だけにできないだろうかという検討をいたしたわけでございます。しかし、先ほど中村さんがお話しになりましたように、党内全体のあれとして、また政府としても、この程度、この際はこの程度しか合意が得られないところ、この案を出したわけでありまして、これからもう一つとそういう方向に持っていくけないかどうかということは私は検討を加えていくことに相ならうかと存じております。そして合意が得られれば、ここに五年と書いてあったからといって三年目にやったら悪いということは一つもないうと考へておられるわけでありました。

○秋山長造君 おっしゃるような意味の検討ならば、遅くともまる五年たつ時点までにはこの法律の再改正について何らかの結論を得る、得たい、こういう意味だと受け取っているんですか。そうしなければ、いま中村君が繰り返して念押しをしておられますが、五年たつ時点で改めて検討を始めるというのでは、これは一体検討の結果がいつまるとなるのやらどうやらわからぬ、それからさらに何年先になるやらわからぬというふうなことになるならば、わざわざこの附則に「施行後五年」というように具体的な期限を限った意味がほとんど失われると思ふんです。ただ大ざっぱなことを気休めに書いてみただけ、世間に対する気休めに書いてみただけということでは終わってしまうので、そこをやっぱりいまこれを審議しておる時点で——何事も初めが大切ですからね。だから、びしっと遅くともこの施行後五年たつまでは検討の結果による新しい結論を出すんだということをはっきり約束したいと思ふんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(福田一君) 御質問の御趣旨はわかりますが、われわれといたしましてはこの法文のとおりでございます。この法文の解釈をあなたの

おっしゃるようになりますと、法文を改めねばいけません、実際の話が。しかし、それだからといって、あなたがおっしゃっている気持ちをわからないうで、この答弁をいたしておるつもりはございません。われわれとしては前向きで検討をいたしてまいりますと、そのときには少なくともあなたのおっしゃったように何らかの結論をそこで出さねばいけません。その結論は、じゃ個人献金になるのかということになると、そのときでありますから、この法文に文章に書いてあるとおりでございまして、しかし、そういう理想というものをそこに置いて考えていかなければならないと考へておるわけでありまして、このことを御答弁をさせていただきます。

○秋山長造君　もうこれでやめますが、やっぱりこれだけ世論がやかましい情勢の中で行われる審議でもありますし、また、それにかんがみてわざとわざと施行後五年という具体的な期限を切られたわけですから、だから少なくとも、遅くとも五年後にはという意味の五年とは大分違いますから、これは意味が。私はやはりいま大臣のおっしゃる意味も、遅くとも五年後までには何らかの具体的な新しい結論を得たいという心構えでいくというぐうらいなことはお約束できるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(福田一君)　御趣旨に従って努力をいたしたいと存じます。

○中村波男君　次は、先般来参議院におきまして野党の各委員の皆さんから、参議院地方区の定数は正の問題について強く実現方の要求があり、なぜ今回見送ったかということについて繰り返し繰り返し見解を述べたわけでありまして、かなり突っ込んだ議論も行われておりますが、しかし自治大臣の御答弁は、とにかく与野党一致の意見がなければどうにもならないんだということ、逃げの一手で答弁をされております。

私はここで聞きたいのは、今後あらゆるということはいないんです、言いません

けれども、少なくとも選挙制度の改正について与野党一致しない限りは今後の改正等々については絶対やらない、具体的に言いますならば、小選挙区制が理想的だということも先般御発言がございましたが、小選挙区制などを仮に提案をされるような場合、与野党の意見が一致しない場合はやりませんと、こういう態度である、こういう政治姿勢である、このように理解してよろしいものでしょうかどうかお尋ねいたします。

○国務大臣(福田一君)　まず前提といえますか申し上げたいと思っております。衆議院と参議院の制度は御案内のように違っております。衆議院は解散によりまして、あるいは定時刻が来れば全国一律に行われるわけでございます。参議院の場合は、地方区というものと全国区というものがございまして、その地方区も全国区も三年ごとに選挙が行われるということでありまして、衆議院とはその意味では非常に制度として違っております。これはもう御案内のとおりでございます。で、こういう問題を踏まえながら参議院の問題については考へていかなければならない面があるかと思へておりますが、全会一致でなければ、全党一致でなければ提案ができません、こういう御質問でございますが、私は、全党一致ということが絶対要件だとは考へておりません。しかし、いやしくも全党が一致ということであれば、これは私は当然やるべきことになる、当然行わなければならない。しかし今度多数の党が一致する場合にどうであるかという場合は、これも提案をしてお諮りをする場合があると思ひます。

それから小選挙区制のことを、これは衆議院のことで御質問があったのでございしますが、衆議院などは、小選挙区制をやるというような場合には、少なくともこれを一つのテーマとして選挙をやつて、そうしてその上で国民の意思がわかったような場合に小選挙区制の提案をするということが望ましいのではないかと考へておりますが、政府が小選挙区制をどうする場合でも絶対出しているかないんだという、そういう制約は、私は政府

には提案権というものがあるものでありますから、ここで約束をするわけにはいきません。少なくとも私が申し上げておる意味は、提案権というものはあります。ありますけれども常議的に見れば、それほど野党と与党とで小選挙区制などというの意見が相違してありますから、そういうものを急遽一挙に出すというやうなやり方がいかどうか。もし出すとすれば審議会でもつくつて、そういうものでござい。審議会がやれというやうな意見があるのか、あるいは世論を聞いてみたらやっぱりその方がいいというやうなことが出るのか、とにかくそういうやうなことがなければ、私は、一挙に小選挙区制を提案するということとは政治的にはなかなかむずかしいと思ひます。むずかしいと思われれば、出せないとはいへない、こう考へておるわけでありまして。

○中村波男君　さすがに老練な福田大臣でありますから、いろいろの理屈をつけて御答弁をされますが、先般野党の皆さんの質問を聞いておりました、とにかく衆議院でも与野党が一致したから二十名の定数は正を提案したんだ、参議院でも与野党の一致を見れば提案をするけれども、与野党の一致を見ないから提案できないのだと、こういうふうで、こういう言い方で逃げの一手といひますか答弁を繰り返していらつしやいましたので、私は、いわゆる議院内閣制を持ち出すまでもなく政府は提案権があるわけでありまして、それから、いわゆる重大な責任があるわけでありまして、それは与野党の意見が一致しなければ出さぬというやうな態度というのはいかがかと。したがって、おかしいけれども、選挙制度というの、私がいまさし繰り返して申し上げますまでもなく、各政党の消長につながるものであります以上、各党がそれぞれの組織や活動などお家の事情に照らして最適なもの、これを主張する。したがって、賛成する、反対する、これは私は率直に認め合ふなければ

ならぬと思うのです。しかし、それも程度問題だと思ふんですね。いま参議院の定数は正と与党が頑強にはねのけておりますのは、定数は正という問題について後からまた私たちの考えを申し上げますが、これは何といたしても与野党議席差九名というのが背景にあると思ふんですね。だから、党利党略で、どんなに野党が攻め立てましても、これを何とかして避けて通らなければならぬという、こういう党利党略があるのではないかと考へておるわけ。これも、私が自民党の立場に立ればわからない理屈ではありませんが、わからない立場ではあります。しかし、それは許されないと考へておるんですね。それは許されないと。したがって、政府として今国会に公職選挙法を出しないう程において、やはり定数がある程度ふやさないければならぬという方向で検討が進んできたということは、新聞その他の報道によつてわれわれも承知をしております。直接幹部の方から聞いた向きもある。それが今日になりますと、そういうのは引つ込めてしまつて、そうしてただ与野党の合意にゆだねておられる福田自治大臣の答弁には納得がいかない、そういう意味でお尋ねをしておるものであります。その点いかがですか。

○国務大臣(福田一君)　御質問のとおり、この法案を出しますに当たっては参議院のいわゆる全国区の問題、また衆議院においてもこれを考へてみる必要があるかどうかというやうな点は検討いたしましたことは事実でございます。しかし、われわれは、この地方区の場合におきましても参議院のいわゆる三年ごとの選挙が行われるというやうな事情や、また地域を代表するという意味のこの参議院、この制度をつくりましたときの問答、あるいはそういうやうなものを見ても、いまここでおわれただけで決めるわけにはいかない。もちろんこれは自民党の意見も徴したことは事実でございますが、これは同意は得られませんでした。また全国区の問題につきましても、実は比例代表制をぜひやりたいという強い決意を持っておつた

のでありますが、しかし實際問題として、いま大臣からかくかくあるべしという答弁を引き出そうとは思っておりませんけれども、しかし何と云うても当面の責任者でありますから、したがって野党の要求というものもある程度理解願わなければならぬ、社会党の立場も大臣に私から明らかにしておきたい、こう思ひまして申し上げたわけであります。もちろん、いま御指摘のように、自民党の小委員の皆さんともこれからできるだけ話し合いを詰めて結論を得るようになっていますが、ただ私がこできょう持ち出しましたのは、この間の答弁は終始、話し合いがつけば提案をするのだ、今国会でも解決できるのだという、何もかも与野党の話し合いにすべてを任せるような御発言がありましたから、議院内閣制の本質から言ひましても、そのことは少し私としても納得いかなかった、その御答弁はただけなかったという意味もありまして御質問を申し上げたわけでありま

す。

続きまして、寄付制限に関する問題であります。いわゆる第一次政府案、昭和四十二年に提案をいたしました案と比べましても格段の後退をいたしておると思ふのであります。あのときの案

は、たしかにおおむね個人のする寄付というのは、千万円でありましたが、今回は二千万円。会社その他団体のする寄付は最高を二千万円に第一次案というのは押さえておりましたが、今回は三千万円。それからもう一つは、なるほどこれが政府の宣伝したいところであるわけですが、最高を一億円で押さえた、こういうことが言われております。そこで具体的に聞きますが、一億円で押さえたことによって、従来の経験にかんがみ、今後の見通しとして、一億円以上の献金を自民党なりあるいは自民党の政治団体に献金をしてくれと見込まれる企業というのはどれくらいあるのか、幾つぐらいあるというふうに見ていらっしゃるのか。そういうものがなければ一億で限定する必要はないわけですが、あるという見通しがあり予想が立ちますから一億で限定したのだ、だからこ



それは大きな前進なんだ、内容的によくなくなったのだという御説明があるのでありますが、今後どれくらいそういうのがあるかという最高権をお決めになったか、お聞きいたします。

○政府委員(土屋佳昭君) 実際に企業等がどの程度やるかというところは、これは想像ができないわけでございますが、今回のこの制限額で、たとえば会社で申し上げますと、資本金一千五百億円を超えますと一億にひつかかってくるということでございます。それは企業で申し上げますと六社ぐらいあったというふうに考えます。ただ、それがそのとおりやるのかやめぬのかということになりますと、それはわからないわけでございます。制限にかかるといふところはそういう会社がございます。なお実績については、企業では私余り記憶がございませんが、それ以外の、一般の労働組合とかあるいは企業以外の団体で会社の連合体みたいなものが一億よりも超えて出しておいた事例はいろいろあったように記憶をいたしております。そういうものは現実には今回の規制によって出せなくなるということが言えるかと存じます。

○中村波男君 いま選挙部長のお話によりまして、資本金から押さえた六社ぐらいあった。電気事業連合会とかなんとかいう、そういう大企業の連合体が一億以上献金した例はある。四億以上献金した企業もありましたし、そういう実態から言えば一億で押さえたということはほとんど痛くもかゆくもない、そんなにたくさんあるわけではないわけでありまして、いままでの実績もないし、今後もおそらくあるという見通しには立っていらつしやらないのではないかと。そういうことになれば、この段階制をお設けになつても、これは自民党にとっては従来の献金とほとんど実質的には変わらない、痛くもかゆくもない、こういうことが実態的には言えるのではないかと思ひます。いかがでしょう。

○国務大臣(福田一君) いま事務の方から申し上げたとおり、一億円以上ができるのは六社ぐらいであったということですが、実際には法律

がなければ、これは二億出しても三億出しても違法ということには相ならないと思うわけでありまして。ところが今度この法律ができますと、一億円以上出したら違法ということになって罰則が適用されるということになりますから、そこは非常に性格的な差異がここに出てくると思うのであります。われわれから言へば、あなたの方がおっしゃったように、個人献金ということにしてはけつというところであれば、これは考え方によつては将来また減らしていくというののも一つの考え方になるかと思うのであります。私が二歩でも三歩でもというところは、これを一応基礎に置いて、そしてだんだん前進をさしたいという意図を持っておるといふことを御理解をいただきたいと思ひます。同時にまた、これだけのことをきめたからといって、その会社はこれを出さなければならぬわけではございません。それは自由意思でございまして、たとえば一億円を出せる会社が百万円しか出さないからといって、われわれは訴えるわけにはいきません。そんな権限は一つもございせん。そういう意味から言へば、一つの制限を設けるという意味は前に向かって前進をするという意味で大きな効果があるのだ、こういうふうにならぬわけは理解をいたしておるわけでございます。

○中村波男君 法文上から言へば、一応の枠をきめ、限度額を設けたということとは前進であると言へるかもしれませんが、実際献金を受ける立場に立つて考えますと、そんなに痛くもかゆくもないじゃないか、こういうことを私は考えておるわけでありまして。

続きまして、内容的に条文について二、三お尋ねをいたしてみたいと思うわけですが、公選法の百九十九条の第一項であります。これは申し上げますまでもなく、衆参両院議員の選挙に關しては、国または公共企業体と、「請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に關し、寄附をしてはならない。」という条文があります。これは公選法に残しまして、二

番目の、「前年」の「直近の事業年度において国又は公共企業体」と請負契約の当事者であつた者で、「その「事業年度において成立した当該請負契約に係る契約金額の合計額が当該事業年度の「売上高の総額の十分の一をこえているものは、その年中においては、前条一項、二項の額の二分の一に相当する額をこえて政治活動に關する寄附をしてはならない。」ものとする」というのが第一案にはあつたわけでありまして、今回はこの二分の一というのを取りまして、選挙時に寄附してはならぬというふうに変えておると思ひます。政治資金規正法の方にこの項目を移しておると思ひます。二つ目は、「国又は公共企業体」と「特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該契約の期間(当該契約の期間が一年に満たないときは当該期間が満了する日までの期間)内において、いづれも二分の一に相当する額をこえて政治活動に關する寄附をしてはならない。」ものとする、こういうふうにあつたのであります。これも今回、選挙時に寄附してはならぬ、いわゆる常時規制をいたしております。これを、選挙時といふのは申し上げますまでもなく衆議院、参議院の任期満了前の三月月といふことでありますから、九十日以内はやつてはならぬといふことであります。実際問題衆議院の場合は、大臣私が申し上げますまでもなく任期一ぱいといふことはいままで例がないんじゃないかと思ひます。解散があります。そうしますと解散をした日からいふことになりまして、ほとんど三ヶ月などという規定というのは生きた規定にはなつてこない。こういうことをあわせ考えますと、これはやはり第一案にありましたように、二分の一といふことについて問題はあ

ると思ひます。けれども、やはり常時規制する、国と特別の利益のある企業等についての規制でありますから、常時規制をするというふうにしておくべきであつたと思ひますが、これを選挙時に変えました理由、その考え方のもとになつておるのとは何であるかといふことを明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) いまお話がございましたように、たしか五十八、六十一国会におきましては、この国等と請負契約関係にある場合に、その契約にかかる売り上げ高の合計額が全体の売り上げ高の総額の二分の一を超えておるものについては、政治資金上の規制をするということにした案もあつたわけでございます。ただ、これは今回は従来と同じように、選挙に關して寄附をしてはならないというふうな据え置いているわけでございます。今回の改正におきましては、御承知のように、その寄附の質的な制限について、補助金等を受けておるあるいは出資を受けておる会社等についての寄附は、いろいろとまあ選挙に關するわけでございますが、こういう会社の請負関係に残しましたのは、会社といふことも規模に応じたいわゆる分相応の寄附をするといふことは一応認めるといふ前提に立つておるわけでございますけれども、それを越えてさらに質的な制限をするといふことにつきましては、やはりそれに相応する合理的な根拠といふものがなければならぬといふことであらうと思ひます。そこで国または地方公共団体と請負その他の契約関係にある会社等につきましては、いわばこれは私法上の契約関係にあるわけでございます。いわば立場としては私法上の関係にすぎないといふこともございします。また地方団体等との関係では、一体その二分の一の額が適当であるかどうかといふことについていろいろ問題があるわけでございます。基本的には、いま申しました私法上の契約関係といふことでございしますから、やはり選挙に關する寄附だけを制限すれば十分ではないかと、補助金等を受けておる会社のように直接的明白な特別の利益を受けておるというものとちよつと違ひは、特

にこの点については扱いを変えなかつたといふ次第でございます。







そこで私は問題にいたしたいのは、個人のいわゆる候補者、公職の候補者、すなわち個人でありますが、については選挙に関する収支報告以外その政治活動の収支などについて報告書の義務はないわけですね。選挙のときの収支報告書は出さなければならぬということになっておりますが、日常の議員、候補者の政治活動、幾ら金を使いましても収支報告書を出すという規定はございません。この規定を外したのは意識的なのかどうか知りませんが、これは私は問題だと思ふんですね。金は幾らもちつてもよいし、何に使ってもよいしということでは片手落ちになるんじゃないか。したがって、政治資金規正法の中で金を、献金を個人が受けてもよいという規定を設けるならば、それを認めるならば、当然の反給給付としてそれを届け出る、ガラス張りにする、公開させるという、そういう条文を設けるべきではなかったか、この点いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 基本的にこの政治資金規正法というのは、政党その他の政治団体による政治活動の公開、公正というものを確保いたしたために、政党その他の政治団体の政治資金の収支の公開等、あるいは授受の規制等の措置を講じておるわけでございまして、そういう意味で従来からいって団体規制的な性格のものでございまして。したがって、個人については、いまお話しがございましたように、公職の候補者に対するものについては、選挙の公正を確保するという意味から、別途公職選挙法の規定によりまして、選挙運動に関する収支の報告をさせることにいたしておりますが、この政治資金規正法という立場からは団体規制的な立場でございまして、会計帳簿を備えるべきであるという義務の規定はないわけでございます。そういうものに入つた所得というものは、それは別途個人の所得についての所得税法その他のいろいろな面から把握されていくということに相なろうかと存じます。

○中村波男君 それだとするならば、政治資金規正法は団体を中心に考えるんだと言うなら、何も

今回の改正の中に個人を取り入れることは必要がなかったんじゃないか、こう思うわけでありましてね。個人を取り入れた以上は、個人のやはり政治資金についても公開の原則というもので、やはり規定を設けるべきではなかった、このように思うのですがいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いまのお話のように、どちらの方でも考慮すべきじゃないかというお話でございますが、個人について政治資金を拠出する方の側から規制をいたしましたのは、いづれにしてもこれは政治資金として使われるわけでございまして、一人当たり百五十万という限度で出しておるわけでございまして。そういう意味で、それらの方を政治資金規正法の対象にしないということになりますと、政治資金が個人には幾らでもいけるんだというところになってしまうので、そこからやっぱり制限せざるを得ないだろうということ、それは出する方からは縛られるということ、そこでございまして、個人についてまでここでまた公開まで全部ということになりますと、やっぱりこの法の性格からどうであらうかというふう

に考えるわけでございまして。

○中村波男君 いまおっしゃった百五十万という制限は一人から、私があなただけに百五十万以上渡し

てはならぬということでしょう。私が八人、十人、二十人からもらつてはならぬという規定はないでしよう。そこが問題だと思ふんですね。これは名前を後援団体という政治団体をつくるかつかないかの違いはあつて、莫大な金を集め得る人があるとするならば、それはいづゆる政治資金として不明朗な選挙運動が行われるであらうし、事前運動が常時行れておるということにつながるわけでありまして、したがって、政治資金であることには個人であらうと団体であらうと私は同じ性格のものだと思ふのであります。だとするならば、やはりそれは規制をしておくべきではなかったかと、こう思うわけでありまして、大臣いかがですか。

がですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 御意見でございますが、それは御意見として確かに承つたわけでございましてけれども、これは政治資金の公開を図るというところで、寄付を出す方からの総量規制をやつたわけでございます。そこで、個人までその公開の中に入れておるべきかどうかというところは、これは議論としてあるだろうと思ひますけれども、政治資金規正法というのとは従来からそういう政党その他の政治団体の収支というものを公開をするといったような団体規制的な性格でございまして、ただ直ちにこれに入れるということはないままに、ただ直ちにこれに入れるというところはないというふうな私どもは考え方を持つて、これには入れていないわけでございまして。別な面からの把握というのはいずれ得るだろうというふう

に考へておるものでございまして。

○中村波男君 出す側からは規制するけれども、取る側の規制はできないということでありまして、取る側があるから出すわけですね、そうでしょう。全く自発的に献金が行れておるといふ実態は、私は平均的に言うならばほど遠いものではないかと思ふわけですね。そういうことから言つても、これはただ単にあなたと私とここでやりとりして済まされる問題ではないと思ふわけですね。したがって、これは大臣よくひとつ検討していただきまして、次の委員会にひとつ政府としての見解を出していただけないでしょうか。いまの選挙部長の答弁で私は引き下がるわけにはまいりません。

○国務大臣(福田一君) 御案内のように、いま部長からも言ひましたが、従来から団体に対する分を取り締まつておるのでありまして、その他の分については、これは税法上の問題とか、あるいはその他の規制は行われると思ひますけれども、これは取り締まつておらないわけでございます。で、われわれとしてはこの法律の中に入れてなかつたというのが政府としての考え方でございます。

○中村波男君 大臣も選挙部長も規制が行われるとおっしゃいます、具体的に規制を行う道あり

ますか、方法ありますか。私が何人からお金をもらつて、それを政治活動に使う場合に、それは所得税法によつて申告せねばならぬという、そういうあれはあるかも知れませんが、政治資金としてのいづゆる制約、チェックするという方法はないと思ふのでありますが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) これは従来からの取り扱いでございますが、一応今回の趣旨も同じように、政治資金というものを出す方との関係で余り密着があつていけないということで総量の規制をするということでございます。そういう面から規制というものは当然個人にも及ぶべきだと。そこで、それは全体を何人から集めたのを幾らまでという、受け取る方の制限はないわけでございますが、ただ公開の原則という点で政党政治団体には公開をしておるわけでございまして、個人についてはまだ公開を求めてないというスタイルは、今回も踏襲しておるわけでございまして。それじゃ、本人はもらった資金がどうなるかということになりますと、やはり本人の所得ということになるわけでございまして、いづゆる雑所得ということになるかと思ふわけでございまして、そういうものは課税上の対象になるわけでございまして。そういう面でもチェックはされるというふう

に考へておるわけでございまして。

○中村波男君 政治資金の性格から問題にしないければならぬことでありまして、いづゆる慈善事業でお金をいただくとか何かということとは性格が違つたわけですから、出す人は政治献金として個人に出しているわけでありまして、それを全然規制をしなくて、そうして後援会や政党だけを規制しても、それが大きなしり抜けとなつて、やはり私は選挙の公正という面から見ても問題がある、こういうふうな思ふのであります。大臣、首を横に振つておられますから御否定になると思ひますけれども、そうすれば何れも今度の政治資金規正法の改正の中で個人を挿入する必要はないんじゃないかと思ふのであります。どうでしょう。



やはり補助金交付規定の中にきつと、あなたに補助金を出しますが、これを政治献金をすれば違反になりますよと、したがってそういう違反を犯せば今後補助金を出しませんよというくらい、そういう措置というのをとらないと、これはつくったけれどもしり抜けの条文になる。野党から追及されるからこれを載せておかないといけないという、そういうつくるための、条文を起こすための条文に終わってしまったらいいがあるのじゃないか。そういう観点からこの問題を取り上げてお聞きをしたわけであり。その点についていかがですか。

○国務大臣(福田一君) 私はそういう意味で、法律は知らないからと言って処罰を免がれることもできませんし、いまあなたの適当な御指摘もございまして、たとえ補助金を出さずな場合には、あなたの会社は献金などをしてはいけませんよ、政治資金を出してはいけませんよというように意味のことを、やはり政治をつかさどっておるといいますか、補助金を出す行政官が十分に注意をするようにさせたいと思います。

○桑重君 社会党の持ち時間がまだ十分ありますので、大変もったいないです。しかし、それにしても十分じゃないから、一問ほど関連をしたと思うのですが、いまの中村議員が質問をいたしました政治資金規正法のいわゆるいかにずさんであり、しり抜けであるかと。政府側は一応公開の原則を前進的に打ち出したんだから、一步の前進はおるか二歩の前進だという自己評価をなさっているようだが、特定のポイントにしばってみましても、それがいかにかいやる自画自賛にすぎないかという一、二のポイントについて、私の意見も申し上げて大臣の答弁をもらっておきたい、こう思うのです。

たとえば、資本金百億円以上の大法人の場合、これは言うまでもなく政党と派閥に対する献金の年間限度額は一億五千万円ですね。しかし、現実には大法人のありようを調べてみた場合に、きょうは十分ばかりじゃ幾らも言えませんが、た

たとえば住友化学、宇部興産、私鉄関係で言えば東急であるとかあるいは近鉄などの大法人の、たとえば四十九年上期の献金額を調べてみる、最終集計がない部分は推計をしてみると、何と政府原案の上限額の二分の一にしかならない。はなはだしい企業は三分の一以下であるということが実態なんですね。こういう実態がある上に、年間の寄付、献金限度額一億五千万円という網をかぶらして、それはもう大穴だらけだという言い方はこれは許されると思います。むしろ、そう言わない方がおかしいと思います。したがって、われわれの、たとえば有権者の皆さんが今度の政治資金規正法をながめる眼の中に、やはりこれは法外だ、非現実的だ、やる気があるのかないのかと言えはならないだというふうな評価をされても、これはもうあたりまえでしょう。大臣はこの点について、たとえわれわれ社会党の場合も、この条項に関する限り今回の政府原案というのは献金奨励法案だというキャッチフレーズをあなたの方にお与えしても妥当すると、こう思っているんですよ。

したがって、これはぜひともこの年間限度額を引き下げるというのが今日の選択ではないかと思うのです。自派大臣はどういうふうにか考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(福田一君) ある意味で御指摘はごもっともな点があると思いますが、表面に出ております献金額と、会費というふうな名前を出しておる献金額というものがございまして、これらを合わせてみた場合に、会社にもありますが、とうてい、こういう寄付を、結局は寄付ですからね、会費であるうと何であらうと、たまらないというふうな意味のことを言うところもありですね、ところによつては、そういうことも言う人もあり得るわけ、われわれの考えておりますのは、表面に出た寄付という以外に、今度は会費という名目が出たものも全部ここで今度は会費という名目を出したもので出さなければならぬということにするんですから、受ける側というか、われわれから言うとは非常にきつくなる。それから出す方も今度はも

う皆さらけ出すわけですから、もう限度いっぱいですという非常に言いやすくなってくるという意味で効果があるかと考えて、法案を、こういう条文を出しておるわけであり。

【委員長退席、理事鈴木幸弘君着席】

すなわち、会費というものがいままで隠れみのになつていて、その会費もみんな出しておるんだと。その点をひとつわれわれとしては重視をして今度の法案を出しております、こういうことを申し上げたいと思っております。

○桑重君 それじゃ、もういままでに比べれば格段の前進であるし、実効性を発揮し得ると大臣はお考えのようだし、なおさらそういう論理であれば、年間限度額は引き下げるという態度と理解していいんですか。

○国務大臣(福田一君) 私が申し上げますのは、そういうようなことで表に出ない分も相当あったということ踏まえて、表へ出た分だけでも、たとえば一億以上出しておるような会社が六つも……出せる会社が六つ以上もあつたという。しかし、その会社が一億の金を出しただけで会費出してなかったのだということもございまして、そういうことを踏まえて、今度これをやるといふことについては、実は余り私自身は相当なよいことを言われておるといふことも、御理解を賜りたいと思ふんです。私から言えば、これは当然なことだとは思つております。そんなよいことをしなくてもいいんじゃないか、こう言われておるのに、あえて踏み切つて出しておることにそういう実態があるということも御理解を願いたい、こう思うのであります。

○桑重君 いまの質問のアンクルに関連するのですけれども、たとえば一番ティピカルに新日鉄というのをあえて悪玉にしたいと思うのだけれども、この新日鉄という大法人が直接におたくの自民党とか、それから国民協会というところに拠金をするのではなくて、新日鉄などが中心でつくっている鉄鋼連盟なんという、いわばこれは任意団

体と言つていいですね、この任意団体に拠金をする。任意団体を經由して献金をするという場合が多分に考えられますね。それはあなた方はどういう条項のどう規定によつてこれを規制するんですか、また可能ですか。

○国務大臣(福田一君) その条項の問題は、事務から申し述べさせていただきますが、実際そういう任意団体をつくりまして、新日鉄じゃなくて、そういう任意団体から相当な金額がやはり献金をされておるといふ事実もございまして。しかし、今度はその任意団体もちゃんと限度がありまして、一億以上はできない。たとえ、任意団体であれば三億でも四億でもできたものが、今度は一億しかできないということ、そこが一番痛い——痛いという用語があるかもしれませんが、実はつらい面があるわけなんです、あなたの方考えになるよりは、これはなかなかわれわれにとつちや苦しいことなんだと。われわれというとおかしい。私は自治大臣だから、われわれじゃない、自民党にとつちやある意味で苦しいところであるということ御理解をさせていただけると思うんです。

この条文の方はちょっと事務から申させます。○政府委員(土屋佳昭君) もう御承知だと存じますが、二十二条の一号が個人で、二号が会社で、三号が労働組合等でございます。それ以外の団体のする寄付というところでございまして、前年における年間の経費の額の区分に応じて制限がございまして、これもいま申し上げましたように、一億の限度があるわけでございます。いまのような例でございましてそれは大きく線を引かれるということになるわけでございます。

○桑重君 まだ一分半あるでしょう、持ち時間が。

最後に、派閥に対する献金ですね、これは年間百五十万である。これはもうすでに公知されている。ところが、百万円以下については公開の義務はありませんね、そうでしょう。そうすると一口当たりの金額を小口に分割すれば、つまり、裏口は無制限である、こういう理屈になるでしょう。

これについてはどうお答えになりますか。

○国務大臣(福田一君) 幾ら小口に分割しても、総額においては限度がございませぬ、今度のあれによって。

それから、なぜそういうことを、百万円以下の場合には出さぬでもいいというようにしたの、やはりあの人の出して、この人に出さないというふうなことになるとういことが悪い。実際言うと、もう個人献金に限るといふことになれば、こういう問題はすべて解消するわけです。しかし、実態はいまでもやはりとにかく自民党の代議士だれそれは、何としても自分は応援したいのだ、こういう意見を持っている人は相当あるわけなんです。これは事実。私などもそういう人がございしますがね。そういう人が出した場合に、福田に出して、そうしてたとえばだが、中村さんに出さなかつたらどういふことになるのだというふうなことになる、非常にぐあひ悪いから、そのところろはひとつ今後だんだん直すところ、さしあたりはそういうことにしておいてもらいたい。私もいよいよゆる実態と合わないものになつて困るんじゃないかというふうな配慮をして、そういうふうな今度のような法案をつくつております。だから、皆さんから言われれば、それはいろいろ非難されればいろいろあります。けれども、そういうことになればまともな事ではないことになつて、私は法案自体は前進しないことになる。またもとの十年前に戻る。私は今度これである程度皆さんから言え、非常に御不満があつても、ある意味では非常にまじめな面もあるから、ここでひとつ前へ一歩、二歩なり前進をさせてもらう。その後これをまた直していく。だから、私はいつも言つておるのですが、今度法案を直したからって来年直しちゃいかぬとは言つておりませんよ。これは順次政治というものは漸進的に改革をしておるといふことの方が、最初からスタートしないよりはいいじゃないかといふことを言つておるといふことも、決してこれはい言葉でない、かもしませんが、御理解をしていただきたい。

こういうわけでありませぬ。

○桑田君 理解などはどういふできませんが、時間が超えておりますので、二十七日の本委員会に譲ります。

終わります。

○多田省吾君 私、前回に引き続きまして公選法改正法案を主体にいたしまして質問をしたいと思ひます。

前回お聞きしながら、選挙部長からわからないというところで御答弁がなかつたわけでございますが、個人ビラに関するいわゆる罰則につきまして、法務省に一点お伺いしたいと思ひます。今度衆議院修正によりまして、新しく個人ビラというものがこの法案によつてできるわけでございますが、私たちがしましては、政治信条が異なるかもしれない新聞販売店の方々に、この個人ビラをお願いいたしました場合、善意の御理解で快く引き受けてくださった場合でも、いわゆる選挙の自由妨害といふことで、文書図画の毀棄といふようなことで四年以下の懲役とか禁錮とか、こういった罰則がございしますと、これはお願いする立場としても非常に申しわけないことでございします。いわゆるいままでの自由妨害、文書図画の毀棄といひますと、よく言われるのはポスターを張つた場合、酔っぱらい等がそれを破るなんてことがありまして、現行犯で逮捕されたというふうな事件がかなり起つております。あるいは選挙はがきの問題とかあるいは投票の入場券であるとか、こういったものも文書図画になると思ひますが、いままでの文書図画の毀棄といひますのは、ポスターにしまして、その候補の運動員の方々がやはり主に貼付する。あるいは選挙はがきにしまして投票入場券にしまして、公的機関の方々がやつておられるわけでございますから、いままではこういった問題はなかつたと思ひますけれども、個人ビラを新聞販売店の方々に新聞折り込みとしてお願いする場合は、いわゆる私人間のお願ひ関係、契約関係といふような姿にならうかと思ひます。ですから、お互いに善意でやつてははすなかに、

そこにもし問題が起るとするならば、非常にこれはお互いにとつてまずいことであらうと思ひます。しかも、ポスターとか選挙はがきと同じように、この個人ビラも選挙関係の文書図画に当然当たるとして、選挙法の二百二十五条によりまして「選挙に関し、左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮、今度では「三十万円以下の罰金」いままでは「七万五千円」だつたのが「三十万円以下の罰金」と罰金も四倍になつております。

このように、選挙の自由妨害罪というのは厳しくなつてゐるわけですが。しかも懲役、禁錮なんといふものが四年も入つております。こういった関係で、私はこの前、選挙部長は御答へにならなかつたわけでございますので、法務省に一体この個人ビラに關しまして、あらゆる想定した場合を含めて、どのような罰則になるのか。あるいは選挙の自由妨害罪なんかも適用される場合があり得るのか。こういったことをお伺ひしたいわけでございます。私はどんな答弁が出来るまでも、非常にどこらにしましても私は問題が残るんじゃないか、このように考えられてなりません。御答弁をお願いしたいと思ひます。

○説明員(吉田淳一君) 御指摘の点は、公選法百四十二条に關しまして、御修正のあつたビラの件についてのことだと思ひます。そこで、まず公選法上、そのビラにつきまして、新聞折り込み等の過程で、これを破棄したり破いたり、あるいは過つて落としたりした場合は、いろいろの形態が考えられるわけでございますが、それについて公選法上の罰則の適用上どういふことになるかといふことを申し上げたいと思ひます。

公選法二百二十五条二號の御指摘の条文は、選挙に關して「文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき」に、御指摘のような刑罰がかかるという条文になつております。

そこで、まずいろいろな諸形態が考えられますので、そういうものを網羅的に申し上げるのはち

よつと不可能なんだから、典型的な事例といつたしまして、故意に新聞折り込みの過程で、販売業者あるいはもしくはその業務に従事する方々が、これを故意に破つたといふことになりまふと、この御指摘のビラはまさしく今度百四十二条で通常はがき以外に、法定のものとして認められた文書でございしますので、これにつきましては公選法二百二十五条二號の文書図画の毀棄に当たると言わざるを得ないと思ひます。それから、それでは一番軽い形態と申しますか、故意じゃなくて、途中で何かの拍子に過つて落として気がつかないで、こういうふうな形態が考えられるわけでございますが、これにつきましては、現在公選法の自由妨害罪について、過失犯を処罰する旨の規定はございしません。過失犯を処罰するときは、私がどくどく申し上げるまでもなく、刑法の総則規定によりまして、過失犯処罰の明文の規定を要するといふのが大原則でございますので、そのような過失によつて頒布ができなかつたといふ、結果としてはそうなんだという場合は、公選法の自由妨害罪は成立しないと言わざるを得ません。で、問題はその間の中間的な形態で、いろいろの場合が考えられますが、一、二の点だけ想定してお答えいたしますと、たとえば最初から新聞折り込みを依頼されたときに、何かの理由でも新聞折り込みなどはないというふうなことを信じて、それを信じている人からそのビラをもらひまして、それで最初から意圖的に配らなかつた。仮にそういう形態になりますと、文書図画を毀棄するものにはしてございせんけれども、公選法二百二十五条二號にいうところの「偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害した」といふことに、選挙に關してならざるを得ないと思ひわけでございます。

それから、あるいはさらに御指摘のように、最初は善意で本心に引き受けるつもりで引き受けた、こういうことでございしますけれども、途中で何らかの理由によつて意圖的にこれを新聞折り込

みをしないで結局頒布できなかった、こういうような場合は一体どうなるのか。この点は若干事実関係でいろいろの形態が考えられると思いますので、一律に申し上げるのとはかえって無責任になりますので申し上げかねるわけでありすけれども、おおむねやはりその時点で、そういう意図的な場合には「偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害した」ということに当たるのではないかと考えられます。

以上は全くの法律論でございまして、このようなどらについて新聞折り込みのことが、その他政令で定める方法ということが法定されるわけでございますから、当然自治省におかれましてはその事柄の重大性について周知徹底を図られると信じておりますし、またこれを取り締まる警察なり検察庁といたしまして、事柄の、事案の軽重等を十分に見て、過酷にわたらないよう、かつ本当に悪質なものは処罰するという基本的な姿勢で臨むべき事柄だと思ひます。そういうことで、運用としましては十分事柄の軽重を考へて適切に処理をするということになると思ひます。法律論としては、先ほど申し上げたとおりでございす。

○多田省吾君 このように個人ビラにしまして、お互いに善意でしかも信頼関係に立つてお願ひしたはずの個人ビラでも、このように場合によつては選挙の自由妨害罪ということで「四年以下懲役若しくは禁錮」というような重刑も加えられる場合もあるというように、これは非常に重大な問題だろと思ひます。こういふ問題に関しまして、もっと突っ込んでお聞きしたいのでございすけれども、新しく今度出てきた法案の中には、機関紙の号外における選挙に関する報道評論は、じゃあどの程度までは許されるかというところも、衆議院でもこの本委員会でもいふん論議が交わされたにもかかわらず、まだはつきりしたものが私は示されていないのじゃないかと、このように思ひますし、それに対する最終的にその選挙に関する報道評論になるのかどうかという判断は、選挙部長のお答えによつてもこれは司法

当局が最終的に判断されるものだということになりますと、司法当局にもこれはよつぽ突っ込んでお聞きしないとこれは大変な問題になります。そのほか、新たに選挙以外の政治活動の際にも、今度は個人の匿名献金をやりますと、やつた者ももつた者も禁錮三年以下のあるいは二十万円以下の罰金に処せられるというやうな問題も新たにでてまいりました。このように司法関係の問題も時間をかけて私は突っ込まないと、この新しい法案に対する論議にはならない。また重大な問題を含んでいる、このように思ひます。しかし、私はそのほかにもまだまだ皆さんの重大な問題がございすので、残念ながらこの場でこういふ問題くるめて質問する時間の余裕がございせん。ですから、私はこれはまた別の機会に譲りたいと思ひます。じゃあ刑事課長さんありがとうございます。

次に、私は前回触れましたが、ちやうど自治大臣が退席されておりましたので、大臣からお答えを聞くことができなかったのですけれども、供託金の増額の問題をお聞きしたいと思ひます。これは選挙部長の御答弁がございしました。これはもう一回繰り返して大臣にお尋ねしますけれども、御存じのように今度の公職選挙法改正案には、供託金が三倍から三・三倍増額されております。衆議院においては三十万円から百万に、参議院全国区は六十万円から百万、参議院地方区は三十万円から百万、都道府県議員は六万円から二十万、都道府県の知事は三十万から百万、全部三・三倍です。それから、地方議会における指定都市の議員は五万から十五万、指定市の市長は二十万から六十万、おのの三倍。市会議員が三万から十万円、三・三倍。市長は八万から二十五万、三・一倍。町村長は四万から十二万の三倍と、このように地方議会を含めて三倍から三・三倍増額になっているわけですから、昭和四十四年の六十一国会では、初め政府案は国会議員の場合は供託金を三倍に引き上げる、地方議会の場合は二倍に引き上げるとして提出されたものでございしましたけれども、これ

は余り国会の場合三倍というのは多過ぎるということ、で、一律に二倍に修正した経緯もあるわけですから、今度の引き上げは、はつきり申しまして国民の被選挙権というものの対する重大な妨害であり、経済力の弱い成年者は立候補できないといふ、こういう制度になってしまつてゐるわけですから、これは議会制民主主義の上に重大な問題です。これは私は三月末の党首会議でも、わが党の委員長が三木総理に對しまして、こういふ供託金の増額は大き過ぎる、せめてやるにしても二倍以下に抑えなさいと、このように進言しましたけれども、取り入れるところとはなりません。で、実は六月三日の朝日新聞にも、名古屋大学の田口富久治教授からこの問題で「論壇」に投稿が載つております。これは憲法十五條三項の成年者による普通選挙の保障に対する重大な侵害であり、憲法四十四條の選挙権、被選挙権が収入なんかの差別によつて差別されないといふ、こういう規定から逸脱していると、こういう主張でございす。また、同じく朝日新聞の六月六日にも、一橋大学の憲法学の杉原泰雄教授からも、同趣旨の主張の論文が載つております。特に、こういふ問題は外国では全然例をみないほど高額である。ですから、これはこの供託金の大幅増額というものは、ちやうどこれは杉原教授の論文の中にありますけれども、次のように言つております。

「機関紙誌の規制問題を国民主権、議会制民主主義、表現の自由(知る権利)という原理との関係において論じないのは誤りである。同様に、供託金問題も国民主権、議会制民主主義、普通選挙制度という原理との関係において論じかつ評価しないことも誤りといふべきであらう。」という評価をしてゐるわけですから、ちなみに、外国の例を私たちが調べてみますと、イギリスの下院では百五十ポンド、約十萬五千元です。ですから、衆議院の百五十ポンドとイギリスは十分の一ですね。それからフランスは千フラン、約六万円。ですから、約十七分の一という状況です。で、杉原教授の論文を見てみましても、外国では、先進諸国では供託

金制度を設けていないのが普通だといふんです。例外的に供託金制度を設けている国でも、いま申し上げましたように、ほとんど十万円を超えていない。また供託金返還の条件も日本ほど厳しくはない。日本は、衆議院の場合は総得票を定員で割つて、その五分の一以下であると供託金没収、法定得票数以下であると供託金没収といふことになつてゐるわけですから、こういう供託金を三・三倍も一律に大幅増額する。しかも、参議院全国区なんかは二百万円といふことです。ということになりますと、選挙部長はいろいろその理由を申されまされたけれども、私は、言葉は悪いのですが、いわゆる巷間言われる泡沫候補と言われるような、あまり得票を取らない方々もおられますけれども、じゃ、そういう方々の対策になるかと申しますと、私は決してならないと思ひます。そういう方々はやはり国会議員の選挙等においてあるいは知事選挙等において、テレビに出られるといふことで、このぐらゐの金はよろしいんだといふことで出る人も多いわけですから、ですから、こんなものを、供託金を増額したつて、そのような対策には私はならないし、またやるべきでもないと思ひます。また、そのほか、選挙部長は、公営のお金がかかるようになったから上げたんだという理由もおっしゃいました。私は、後でも御質問しますけれども、幾ら金のかからない選挙と言つても、こんなに国民の税金を多額に使う金のかかる公営選挙は例がないと思ひます。しかも、それを理由に、国民の経済力の弱い方でも成人はどなたでも立候補できるようにすべきであるのに、それを大幅に制限してゐるということは、私は議会制民主主義のやはり後退である、このように思ひます。を得ません。こういふことを考へて、私は――

こういふ論文を発表した教授の方々は、現行でも高過ぎるとおっしゃつておられるわけですから、私たちが、私たちは、上げるにしましてもせめて二倍程度に抑えるべきじゃないかと、このように思ひます。お聞きしていただきたいと思ひます。



○国務大臣(福田一君) 多田さんにお答えを申し上げますが、まずあなたのおっしゃったのは、いろいろ学校の先生その他のお話でございましたけれども、私は、いまの日本の政治のうちに、これはおしかりを受けるかもしれないが、もう少し政治家は自信を持たなければならぬと思っております。学校の先生が偉いと言ふのならば、学校の先生に政治を任した方がいいということになるわけなんです。私は、そういうことではなくて、政治というものは理論もございませうけれども、理論とは別に、政治にはやはり実態というか、学問のようにすべてを割り切った形で政治がなかなか行われておらないわけがあります。ところが、何か学校の先生が言ふと、すべてがそれが非常にいい言葉のようにとられることは私は非常に残念で、私は中村先生のおっしゃることの方が、まことに政治家としての見識が出、そういうことによつて初めて政治が行われていくべきである。ここにたくさんの先生方おいでになります、その方たちがどうして学校の先生以下であるか。だから、そういう意味で、学校の先生がどう言つたとかこう言つたとかということで、政治を余り論ずることは、私自身は余り好みません。しかし、学校の先生が言つたことだから全然意味がないのかと、こういうことになりまうと、これはまた大いに、そういうことを無視していいなと私は言つておるわけではございません。先生のおっしゃることも一つの意見だと思ひます。いまあなたがおっしゃいました供託金の問題にいたしましても、これはいろいろ利害があり、いろんな批判があるわけですね。あなたがおっしゃいましたけれども、テレビに出るからというので、幾ら金を引き上げてもおれは一遍テレビへ出たいんだからと言へば、そういう人があつたとしたら、供託金を百万円を二百万円にしようが三百万円にしようがペイするでしょう。しかし、いま、関東あたりで、テレビを何とかもう少し、まじめに政治をやるうとしておる人たちが、いわゆる泡沫候補と言われる人が……いい悪いという問題じゃなくて、や

はり相当数を取れるような人のテレビをできるだけ時間を延ばしたり回数をふやしたりしようとするのさへ、いまだできないような事態になつておるんであります。こういう事態から考へてみますと、いふと、ある程度泡沫候補というやうな者が出不いようにすることも、一つの物の考へ方として受けとめていた方がいいかと思ひます。これは議論の分かれるところで、意見の分かれるところですから、あなたのおっしゃることが全然間違つておるといふ意味ではありませんが、残念ながら御意見に従ひかねますという意味で申し上げておるといふことを御理解をいただきたいと思います。ですから、そういう意味でございしますが、いづれにいたしましても、この金は、供託いたしましても、一定数をお取りになるやうな泡沫候補でなければ、それはお返しをするわけではございまして、それを没収するといふわけではございせん。こういうことでございまして、われわれは、考へ方から言へば……(質問の趣旨を聞いてない。何だ?)と呼ぶ者あり) 先ほど先生の名前を間違へまして、多田先生と申し上げることを間違へたことはおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。そういうことでございまして、これはどちらがいいか悪いかということ、これは、これはみんなよく法案の内容なり何なりを審議を十分にして、そしてどちらがいいかというところで決めていただくよりほかに思ひます。であります。われわれとしては、いろいろ選挙部長も申したかと思ひますが、これは、大体、この程度に今回はしたらいじやないか。いろいろのことを考慮いたしまして、この程度にいたしたいと、こういう意味で提案をさせていただいておるといふことを御理解をさせていただきたいと思ひるのであります。

○多田省吾君 私、きよりの質問時間はわずか一時間でございます。この前の残した質問、大臣がちょっと中座されましたからお答えいただけなかったその問題、それから、選挙部長が罰則の点についてお答えなされなかったから、その問題。この前の残りの二問をただけでもう三十分を過ぎております。貴重な時間ですから、私は大事なところだけを問題にして質問しているつもりでございます。ひとつ、大臣にも要点をつかんでお答え願ひたいと思ひます。

いまのお答えを聞いていますと、肝心なお答えが全然ないやありませんか。私はきつち憲法を引いて理由を申し上げておるわけですね。それを、学者の意見よりも政治家の意見の方が実地に即していい場合もあるとか、そんなのは答弁になりません。前回も私はちよつとがまんしましたけれども、選挙制度審議会の答申というものは参考にするだけで、本当は国会で決めるんだ、こういうことを平気でおっしゃつておる。じゃ、選挙制度審議会は総理大臣が委員を任命するわけですね。昭和四十五年においては、任期一年を、大事だといふので二年にしたやありませんか。代々の総理が選挙制度審議会に出てどういふあいさつをされるかといふんです。審議会の答申は極力尊重します。また国会で決めた審議会法だつて、はつきり尊重の義務をうたつていますよ。その精神をないがしろにして、ただ参考にすればいいんだ、答申を参考にすればいいんだ。私は、いままでの審議会の委員の方々に對しましても、そういう御答弁は無礼だと思ひますよ。今回もそうじゃありませんか。私は、何も学者の御意見を金科玉条として質問しているわけではありせん。ですから、私は、最初に、わが党の委員長は三月の末の党首会議ではつきりと三木総理に進言したと申し上げたやありませんか。政府案の、あるいは自民党案の大綱とか要綱が、こういう問題が出たときに、すぐ私たちは調査しまして、そして、委員長が代表して三木総理にこういうことじやいけませんよといふことをはつきり進言したわけですね。いまお読みしたのは、全国に六百万、七百万と出ている一流新聞の投稿や論文にも、このように二人の教授の論文が出ておるといふことを例として引用しただけです。決して、金科玉条にしているわけじゃありません。それに反對の教授

だつてそれはいらつしやるでしょう。だから、今度二十八日の公聴会だつて、各党が推薦している方々は全部学者じゃありませんか。教授、助教授です。われわれは国民の方々のやはり御意見は本當に素直に聞くべきですよ、それが反對の御意見であつても。そういう観点から、私はいまの大臣の御答弁は非常に憤慨にたえないんです。そして、肝心のどういふ理由で供託金を増額したといふはつきりした理由が何一つ示されないやありませんか。こんな供託金が高いのは日本だけですよ。外国はみんな、議會制民主主義を守る先進諸国はみんな十萬円以下じゃありませんか。二百万、百万なんていうのは日本だけです。ですから、経済的に弱い成人の方々の立候補がこれによつて制限されるんです。もう少し供託金が低ければ、立候補して、そしてりつぱな議員や県知事、市長になられるやうな方々だつて、二の足を踏むおそれが多分にあるんですよ。そういう意味で、やはり憲法に保障された議員というものは収入なんかによつて差別されてはならないと。しかし、経済力、収入によつて、こんなに供託金が高ければやはり議員になれないんですから、差別されてしまふやありませんか。被選挙權に對するこれは重大な妨害になるやありませんか。ですから、選挙部長がこの前御答弁したやうな理由は、私は非常に薄弱過ぎると思ひます。ひとつ、もう一回どういふわけでこういう供託金増額を三・三倍も図つたのかですね、昭和四十四年だつて二倍以下にしたやありませんか。今回は三・三倍、一律に三倍から三・三倍です。二百万円、百万円なんという供託金は例がありません。私は少なくとも二倍以下に抑える。できれば与野党諸君の了解を得てこれは修正すべきだと、このように思ひますが、まあその前にひとつ大臣のお考えを、ひとつ確たる理由をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 私はまず公明党の委員長さんから、三木総理にそういうやうな御提案があつたといふことも承つております。しかし、各党それぞれの御意見があるわけではございまして、全

部一致しておるわけでもございません。で、なぜ供託金を引き上げたかと言え、この前事務から申し上げておると思いますが、供託金制度というものは従前からずっとございまして、貨幣価値等の点から見て、昔と比べてみれば大体百万円にしておかしくないじゃないかというふうな考え方も一方においてございます。それから、また余りに供託金が少ないということであれば、先ほども申し上げたように、テレビ放送などをいたしますときには、そういうような本当に政治にまじめに関与したいとお考えになる方が出られることは好ましいことなんでありまして、一方においてはテレビに一遍出たいというふうな方が出てきても困ると、そういうこともございまして、これはやっぱりある程度の制限を加えることはやむを得ないと、こういう意味で今回は提案をいたしておるのでございます。しかし、いまあなたがおっしゃいましたように、これは少し高過ぎると、この点はひとつ十分みんなで考えて相談をして直したらいじやないかということであれば、私は皆様方の御意見に反対するという気持ちは毛頭ございせん。私はこの法案提案したときから、この選挙法というふうなものは、できるだけ多数の議員の皆様方の同意を得てやるのが望ましい姿である、こう考えておるのでございまして、われわれが提案したのが、これが金科玉条である、絶対に直しませんなどということは申ししたつもりはないのでありますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 まあ、せっかくの大臣の御答弁ですが、私は理由が非常に薄弱であり、全然納得できないと思ひます。

時間もありませんので、公営の問題で若干お尋ねしますけれども、昭和四十七年十二月の総選挙におけるいわゆる国費は幾らかかって、そしてそのうち公営部分、公営費は幾らかつたのか。それから、昨年の昭和四十九年の七月における参議院選挙の全費用と、その中の公営費ですね、おわかりでしたらお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 選挙公営費につきましては、四十七年の衆議院の総選挙のときが二十四億九千七百万かかっております。それから、四十九年の参議院選挙のときが、全国区が九億六千二百万、地方区が二十三億一千五百万、合わせて三十二億七千七百万という数字になっております。

○多田省吾君 全費用はどうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 四十七年の総選挙のときが執行経費として約八十九億。それから昨年の参議院の通常選挙が約百二十一億でございます。

○多田省吾君 いま八十九億、百二十一億とおっしゃったのは、これは公営費を含めてですか。

○政府委員(土屋佳昭君) そのとおりでございます。

○多田省吾君 今度は予定される次の総選挙あるいは次の参議院選挙において、公営費の部分だけで結構ですから、この法案が通ればどの程度増額されますか。

○政府委員(土屋佳昭君) たとえば四十九年の参議院選挙で申し上げますと、公営費用が三十二億というところになっておりますが、これが当時の費用でございますから、まあ三年後の程度の物価指数になるか、何割か上がるのではなからうかと思っております。それに加えて、参議院につきましては今回の修正で約十二億ぐらいいふてくる見込みでございます。したがって、まあその比較的何割か上がってくるものに、現在で見た十二億というものが、これがまた何割か上がってくるだろうというふうに考えるわけでございまして、まあ四十五億ぐらいいふたものが三割上がると思ひます。でも五十億になつてくるんじゃないかと、いふふうに考えております。

○多田省吾君 次の参議院選挙で、この法案によって考えられる増額が約十二億とおっしゃいましたが、これは個人ビラを含んでおりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 含んでおります。

○多田省吾君 それでは衆議院選挙がもしことし、来年あるとすれば、この法案によって新しく加わるところの公営費は約何億ふえますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 約十九億でございます。

○多田省吾君 この前、選挙部長は、法定選挙費用もこれは政令で上げることができると思ひますが、上げたという御意向のようでございますが、昨年の九月号の「中央公論」を見ますと、三木総理は政治家として最も一番早く、また最もやりたいのは法定選挙費用の増額であると、このようにおっしゃつておられますけれども、自治省としてはことしじゅうに大体どの程度の増額を予定しておられますか。衆議院、参議院ともにおっしゃってください。

○政府委員(土屋佳昭君) 今回改正法案を出しておりますが、この法定費用の算定の基礎になります選挙運動員あるいは労働者等に支給することができず費用弁償、あるいは報酬の額の基準額というものを、これを政令で書くということになりますので、そういうことになりまして私も実際に洗いまして増額をしたいと思つておるわけでございますが、大体それが三ないし四割の引き上げというところで考えておるわけでございまして、それにさらに今回の修正で、いわば個人ビラの作成、配布といったようなもの等が加わつてまいりますので、そういうものもまだ正確に計算をいたしておりませんけれども、衆議院議員で四割ぐらいいふるんじゃないかと、それから参議院の場合でも、全国区については四十数%になるんじゃないかと、それから地方区については大体衆議院に似たようなところになるんじゃないかといったような程度の考え方でございます。これは昨年改正した点に比べてということでございます。

○多田省吾君 そうしますと、参議院全国区とそれから参議院東京地方区では、現在は幾らで、四十何%上がれば幾らだと、その額をおおよそ示してください。

○政府委員(土屋佳昭君) 数字でございまして、ちよつと……すぐわかりません。

東京の地方区で申し上げますと、この前が千五百万の限度になっております。これが大体二千

百万かあるいはその前後だろうというふうにかえるわけでございます。それから、全国区については、この前引き上げて約千八百万になっておりますが、これが二千七百万近い額になるのではなからうかというふうにかえております。

○多田省吾君 そうしますと、この法定選挙費用の中に報告すべき事項の中に、今度のいわゆる新しく加わった公営費、無料になる自動車の費用とかポスターの費用とか個人ビラの紙代とか、こういったものは全部無料ですから、法定選挙費用の中に加えずともいいわけですね。

○政府委員(土屋佳昭君) その考え方は両方あると思ひますけれども、御承知のように供託金没収者にはやらないということになりますので、一応全体に入れておいて、後でその業者に払つて、結果的にはその分、政令で定める額まで無料になるのだという結果になるというふうに私も考えております。

○多田省吾君 ですから、供託金没収される人は加わる、没収されない人は無料になつて加える必要はないということですね。

○政府委員(土屋佳昭君) 一応その車代とかんとかを加えたもので使うというかつこうで法定費用の中でやつてもらつて、そしてその分が後で業者等に払われますから無料になるということ、で、実質持つのは少なくなると、こういうことになるわけでございます。

○多田省吾君 ですから、法定選挙費用の中に含めて自治省に報告するんですか。それとも差引いて報告するんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 含めて報告をしていただくという考えでございます。

○多田省吾君 そうしますと、従来どおりということですね。その費用の中に含まれるわけですか。

○政府委員(土屋佳昭君) そうでございます。

○多田省吾君 そのほかに、この前申し上げましたように個人ビラに関しては、もし新聞販売店に折り込みをお願いするような場合は、全国区の場合

合は七十七万円程度ですか、一部二円二十銭として三十五万部をお願いすると七十七万ふえと、こういうことになるんでしょうけれども、私は三木総理がおっしゃるように、こないまま法定選挙費用というものが無意味になっているという意味で、実質的に合わせるために引き上げようというお考えと思われますけれども、それならば私は企業献金を禁止したり、それからもう少し罰則を強化して、そういう変な偽りの報告をできないようにしたりして、実質的にするんならするでやるべきであって、こんな法定選挙費用だけをぐんぐんこいうい上げることは、これは非常に私は何といえますか、選挙に金のかかる公営費の拡充ということと相まって、これは国民感情からすれば逆行だと思ふのです、私は。法定選挙費用だってこんなに上げる必要はないんです。

それはそれとして、最後に私はいまま一番大きな問題にもなっておりますところの、政規法附則十条の問題でお尋ねしたいと思います。いわゆる政治資金規正法の三條三號が加わったことによって、政規法附則十條が加えられて、そのためにいわゆる「政治活動を行う団体」というように、いままでの「政治団体」が変えられて、

民主団体とかあるいは消費者団体とか労働組合とか、そういった団体が不当に政治活動を圧迫されるおそれがあるということで、民主団体等の反対等が非常に強いわけでございます。で、まず御質問したいことは、政規法の三条三号を直された際、なぜ「目的とする」というのを削られたのか。いままでは三条二項に、「この法律において協会その他の団体とは、政党以外の団体を政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。」と、こうなっていたわけです。それが前の政治資金規正法における三条二項ですね。今度はこれを三条三号として改めて「前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」、そして「イ」「ロ」と

して分けているわけですが、肝心のいままで「目的を有する」と、こうなっていたのを、今度は削ったわけですよ。これは私は重大な問題だと思うのです。やっぱり政治活動という場合は、目的と行動が伴わなければ本当の政治活動は私はありませんしと思うのです。ですから、時間もありませんので私の主張を申し上げますけれども

も、人事院規則だつて「政治的行為」として「政治的目的の定義」と「政治的行為の定義」と二つきちつと合わして出しているじやありませんか。また国家公務員法だつて「政治的行為の制限」というところで、「政党又は政治的目的のために」と目的をきちつと示して、しかも「政治的行為をしてはならない。」と。目的と行為というのはいままでの法律案等においては全部一緒にあったものです。だから、いままでの政治資金規正法も目的と行為というものを三条二項においてうたつてあつたわけです。主たる目的でなくとも、目的というもののはうたつてあつた。なぜ今度だけその「目的」というものを削つてしまつて、単なる行為のみをもつて政治活動と断定するのか、これは非常におかしいと思うのです。どうして「目的」を削つたんですか。

○政府委員(土屋住昭君) この法案を考えます場合は、第五次のときの考え方等を基礎にしておるわけでございますが、その際に私ども立案の際にいろいろ考えましたのは、その第三条の一項一、二、三、四と分けてあるわけでございますけれども、ある程度、今回の政治団体というものは、何と申しますか活動自体としてしっかりしたものとしてとらえようという考え方もございました。そこで、第三号には従来の三条二項のような「目的」ということは特別に書いてないわけでございますけれども、「主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」として、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」という活動をやるといふことは、率直に申し上げて、それを目的として書く書き方もあったのかもしれませんが、一応そういう活動する

場合は、いわば目的性というものは当然先行するわけでございますし、こういうことを決めて、そしてこういう活動をやるということになるわけでございますから、そういった意味で特に意識的というわけでもございませんでしたが、これではつきりするということで、特別、目的という言葉は入れなかったわけでございます。

○多田省吾君 私はそれは重大なミスだと思っ  
てすよ。政治団体を目的を書かないで行動だけで  
考えるということは、これはもう幾ら「継続的」と  
か「主たる活動」とか「組織的」なんて言ったつ  
て、目的が取り去られていて、ある場合、継続的  
に政治活動をやる場合だってありますよ。それ全  
部ひっくり回してしまいますよ。目的を取った理  
由は、それは目的を入れて考えるんだと、それは  
おかしいですよ。日米安保条約だって、憲法九条  
の解釈だって、政府の解釈はこの二十数年しょつ  
ちゅう変わっているじゃありませんか。それは明  
文化されていても変わるんですよ、解釈は。しか  
も、目的というものを取ってしまつて、そして目  
的を入れて考えるんだなんて、そんなでたらめな  
法案はありませんよ。これは当然入れるべきです  
よ。人事院規則だって、政治的行為という場合

は、目的と行為と、全部入っているじゃありませんか。国家公務員法だって「政治的目的の定義」と「政治的行為の定義」と、はっきり、人事院規則及び国家公務員法、政治活動を論ずる場合は入れているじゃありませんか。いままでの政規法にだってきちっと「目的を有するもの」と、このようになっているじゃありませんか。今回だけなぜ目的を取ったんですか。それが一点。

それからもう一点は、この附則十条のいわゆる公選法を改正するということに、いわゆる二百一条の五ですね、いままでの「政治団体」というのを消しちゃって「政治活動を行う団体」、それも衆議院の論議においては選挙部長はあくまでもこれは目的を入れて考えるんだと、こう終始答弁しておりました。目的を入れて考えるんだって、政治活動を行う目的を持った団体とか、はっ

きり明文化すべきじゃありませんか。そしてその目的が入っていないのを、前の取り去った分の古い方の政規法の三条二項に入っていたんだ、入っていたんだと、それで考えるんだと。だってそれはもう今度のこの政規法が、新しい方が通過すれば、古い方はなくなってしまうんですよ。全部目的というのは入っていないんですよ。そうすると、政治活動の目的を持っていない市民団体も消費者団体も労働団体も全部政治活動を規制されてしまうんですよ。おかしいですよ、これは。そして政治目的を持ったと同じように考えてほしい。考えられませんか、法案がそうなっているんですから。文字が入っていたって解釈がしよっちゅう変わるんじゃないやありませんか。しかも文字の入っていないものがどうしてそのまま何年間も同じ解釈でいけると思いますか。これははっきりもう民主団体やあるいは労働団体、消費者団体、こういった団体に対する政治活動の抑圧ですよ、これは。入れて考えるのだと選挙部長おっしゃるならなぜ入れないんですか。

「理事 劔木亨弘君退席、委員長着席」

○政府委員（土屋佳昭君） 第一の点でございますが、今回の考え方は、従来がその現行法では「協會その他の団体」ということになっておりまして、政治活動を行う目的を有するものはおよそ全部含んでおったということで、非常に広いということが言えると思うのでございます。そこで今回は、政治団体に対する寄付はすべて「政治活動に関する寄附」として、寄付の制限とかあるいは禁止の規定を受けるということになりますので、政治団体の範囲を明確にするということが必要だと、そういうことで第三条に規定を置いたわけでございまして、まず一つは、そこにございますように、政治活動を行うことを「本来の目的とする団体」と、これが一般的な意味で政治団体と、こう言えるかと思うのでございます。しかし、「本来の目的」ということだけでは若干意味が狭い。「本来の目的」としてだけでなく、いわゆる従たる目的の目的」としては、現実政治活動を「主たる

活動」として——まあ主たるということでござい  
ますが、「主たる活動」として組織的かつ継続的行  
う」という団体は、やはり「本来の目的」でなく  
ても政治団体にやはり含めて考える必要があると  
いう趣旨からここに入れたわけでございます。そ  
ういった活動をする場合は、一般的にはある程  
度それは目的というのは先行するだろうとは思  
いますが、こういう分け方をしたのは、いま言っ  
たような考え方でやったわけでございます。

それから二百一条の五に關連してのことござ  
います。「政治活動を行う団体」というのは、た  
だいま申し上げたように、従来のこの「協会  
その他の団体」というものに大体準拠して解釈を  
しておいたということを説明を申し上げたわけ  
でございますが、そういたしますと、いまのよう  
な形で政治団体の定義というものを決めてしま  
すと、率直に申し上げまして政治活動を行うこ  
とを本来の目的としなくて、いわばその政治活動が  
その団体の活動として従たる活動であったり、非  
組織的な一時的な団体でございまして、それは入  
らないということになってくる。それは従来の考  
え方からすれば「政治団体」という場合は意味が  
広がったので、その部分が抜けてくるというこ  
とになるわけでございます。それがなぜ抜けてい  
ないかということになりますと、二百一条の五の  
趣旨は、もう私が申し上げるまでもなく先生よく  
御承知でございますが、選挙運動期間中に選挙活  
動に非常に紛らわしいものが——特定のもの、そ  
のビラの頒布とか、スピーカーつきの自動車とか  
あるいは立て札、看板の類、そういったものが紛  
らわしくなるということをおそれて、政党、政治  
団体等を……

○多田省吾君 要点だけ……

○政府委員(土屋佳昭君) 活動を制限しておた  
わけでございますから、そういった趣旨でやはり  
範囲が狭くなるというのは、従来から考えておか  
しいということ、いままでと同じように合わせ  
たいということでございまして、まあ申し上げま  
すならば、たとえば消費者団体、これ、例で申し

上げると何でございますが、たとえば全国消費者  
連合会といったようなもの、これは従来は現在  
政治団体として届けられているわけございま  
す。そういうものが今度の定義によると一入る  
のかとなりますと、入ってこないというようなこ  
とになりますし、そういった差異が出てくるのは  
どうであらうかということで、やはりいままでと  
同じようなことにしたいということで「政治  
活動を行う団体」ということで、それは先ほど申  
し上げましたような、本来の目的じゃないが、従  
たる活動であつて、やはりそういう政治目的を持  
って行う団体だというふうに解釈をしておるわけ  
でございます。

○多田省吾君 そんな答弁じゃ絶対納得できな  
い。やっぱり政治活動という場合は、目的と行為  
と両方からとらえていかなければ本当の法案にな  
りませんよ。人事院規則だつて国家公務員法だつ  
て、全部そうなっているじゃありませんか。前の  
政治資金規正法の三条二項だつて目的が入ってい  
たじゃありませんか。今度は三条一項の三号イ、  
ロ、この中に目的は消えちゃっている。また幾ら  
目的を入れて考えるんだと言つても、事実上あれ  
じゃありませんか、附則十條の方は「政治活動  
を行う団体」となつて、目的はどこにも入ってない  
じゃありませんか。だから選挙部長が、前の三条  
二項ですか、今回の三条一項三号ですか、これと  
比べて場合に、範囲が狭くなつていんだなんて  
言つても、目的を取つたためにまた広がる面もあ  
るんですよ。目的が削られていりゃありません  
か。政治行為を見る場合に、目的と行為というの  
があるのに、行為だけを見ようとしていりゃあ  
りませんか。目的のない行為だけを見た場合に、  
この政規法の中に入ってくるものもあるわけだ  
す。それからもう一つは、附則十條のこの前の衆  
議院の答弁でも、古い政規法の方の三条二項の目  
的を入れて考えるんだ、入れて考えるんだと答  
えていますけれども、それはもう廃案になつて  
廃案になつてと言つても、新しい政規法が通るこ  
とによつてなくなつていりゃありませんか。入

れて考えるわけにいきませんよ。それは選挙部長  
のただ単なるこの場だけの答弁にすぎないん  
です。私が申し上げているように、明文があつた  
ての勝手な解釈をしてきた政府ですよ。明文がない  
のにどうしていつまでもそんなことを言えるん  
ですか。じゃ、十年たつたら十年前の政規法を見て  
ください、その中に目的が入っていますから、そ  
んなばかなことを言うんですか。おかしいです  
よ。絶対納得できません。ですから衆議院でも質  
問者は最後まで納得しないで終わっているじゃあ  
りませんか。参議院のこの審議だつて絶対そんな  
ことじゃ納得できませんよ。「政治活動を行う団  
体」とはつきりもう附則十條で変えられているん  
ですから。私はそんな答弁じゃ全然納得できませ  
んから。まだ時間ありますけれども、この問題は  
留保します。そんな答弁じゃ困りますよ。みんな  
いま民主団体、労働団体、大連だというのが、本  
当にもう危険に感じているじゃありませんか。そ  
れに対する答弁が全然出ていませんよ。明文化し  
なければおかしいです。いやもう結構です、留保  
します。もう衆議院でも同じなんですから。同じ  
答弁を何十回もやっているとじゃありませんか。目  
的と行為といつてこつちが質問しているのに行為  
だけとらえて、目的の方は全然もういいかげんな  
答弁です。

○委員長(中西一郎君) 委員長から申し上げま  
す。

ただいまの答弁は、次回の委員会までに十分検  
討していただきまして、その節御答弁をいただき  
たいと思ひます。

○内藤功君 最初に資料要求の問題について発言  
したいと思ひます。それは六月の二十日の本委  
員会において選挙に関する報道評論というのはい  
かなる範囲かと、その認定権を持っているのはだ  
れかという点に關して、政府側はこの認定は司法  
当局、一次的には警察当局にあるという答えて  
す。それでは警察の中で第一線警察官の職権の行  
使の基準を書いている文書があるはずだ、つまり  
選挙関係係集というものが、これがあるはずだ

と、これをこの委員会に出すようにというこ  
とを要求をして、その後の理事会で委員長がこの  
問題を警察当局に要求することになった。委員  
長の手元に警察庁からA4判だそうですが、この  
選挙関係係集回答集というものが出されて、委員  
長もそれを見て、警察庁に対して出すようにし  
れば要求してきたと聞いております。しかるに今  
目現在、これが出されておらない。国権の最高機  
関である国会の委員長から要求をされて出して  
おらない。これは一体どういう理由に基づくか、警  
察庁にその間の事情を説明願ひたい。

○委員長(中西一郎君) 委員長から発言いたしま  
す。

ただいまの内藤委員の御発言の中で委員長から  
要求したというお話がございましたが、委員長と  
しては正式に要求することはいたしておりませ  
ん。要求できるかどうかについての話し合いを進  
めてきたのが事実でございます。

一言申し上げました。

○政府委員(田村宣明君) ただいまの御質問で  
ございまして、報道評論の範囲につきまして、第  
一次的に認定するのは警察だというふうな御趣旨の  
御質問がございましたが、この点につきましては、  
まあどういふ意味か、私が理解が正確でない  
かもしれせんけれども、まあ私も犯罪がある  
と思ふときには捜査をするということござ  
いまして、公職選挙法の報道評論の關係の罰則  
に觸れる行為があるという疑いがある場合に捜査  
をするということでございます。まあそれは認定  
と言われれば認定かもしれせんが、私も疑い  
がある場合に、疑いがあるというふうに考えた  
場合に捜査をするということでございます。  
それから、この職務活動の基準というふう  
に言われましたが、まあ職務活動の基準というものが  
どういふ意味かというところもいろいろございま  
す。けれども、別に私も、刑法を初め罰則のつ  
いた罰則は数多くございまして、しかし、そういう  
ものにつきますと、いずれもそういうふうな職務  
活動と言われましたか、そういうふうな基準とい





くのも有料ですか。

○政府委員(土屋佳照君) それは会費等をもとにして配つておるわけでございますから、それは有償制の範囲内でございまして、それは差し支えないというふうに考えます。

○内藤功君 差し支えないという答弁じゃ法律的不正確だ。有償である、こうはつきり言えますか。

○政府委員(土屋佳照君) 有償であると解釈いたしております。

○内藤功君 そうすると、今度は第一組合でない第二組合、やっぱり同じ労働者です、ただ、組合として別の組合に在るだけ。いままで無料で配つてたんだ、選挙前は、選挙になると、しかも選挙の関連する記事があると、もうその人には無料で配れなくなる、代金取らなきゃいけない。もし有料で配らないで無料で配ればどうなるんです、第二組合に対して。

○政府委員(土屋佳照君) まあ組合費とかどうかというものを取つてない、したがって別な組合であるという場合は、理論的にはこれは有償でなければならぬというふうに解釈をせざるを得ないと思ひます。

○内藤功君 「理論的には」ということは、理論的にはお金を取らなくちゃいけないけれども、実務的には、警察もいけるけれども、警察は、警察の取り扱ひとしては、取らないと、理論的には、とあんたおっしゃるから、理論的にはというのとはどういうことなんです。理屈の上では金を取るんだけれども、実際は取らなくても警察は手を下さないと、こういうんですか、どうなんです。それは罪になるかならぬかの問題だからね、私はいいかげんな答弁は許しませんよ。

○政府委員(土屋佳照君) 法律の解釈として有償でなければならぬというところで申し上げたわけでございます。

○内藤功君 そうすると、警察によって検査されることもある、罪になることもある、こういうことですね。

○政府委員(土屋佳照君) まあ実態においてはそういうことはあり得ると思ひます。

○内藤功君 第二組合の組合員だけじゃなくて、第一組合にも第二組合にも入っていない未組織労働者がおります。社外工、あるいは臨時工なんのは普通、組合に入れてもらえないのが多いです。それから係長になつて組合には入れない人もある、いわゆる職制、こういう人にもビラをまいて。そうすると、こういう人に対しても、いままでは無料でまいておつても、選挙の期間になるとそのビラはまけない、こういうことになりませんか。

○政府委員(土屋佳照君) そのとおり解釈されると思ひます。

○内藤功君 たとえば、いま造船関係の職場を見ると、第一組合、全造船系が約百人、第二組合、これはまあ同盟系、一千人なんというところがあるんです。そうするとね、そうすると、この全造船系の組合の人は、百人、ずうっと門を入つてくる人をよく見て、ああこれはうちの組合員だ、はい、まくと、これはよその人だからまけねえと、はい五円下さい、十円下さい、ということになる。もし間違えたらそこで検査される、検査される危険が出てくる。——理論的にはそうです、あなたの言葉をかりて言つて、理論的には、そうなるんです。

○政府委員(土屋佳照君) 解釈としてはそのとおりになるう——なるわけでございます。

○内藤功君 大変なこれは労働組合弾圧法規じゃないですか。いままで既得権としてやつてたんだ。いままで既得権としてやつていたものができなくなる、大変な問題だ。

この問題はまた後でどうせ御返事があるだろうから論じたいと思ひますが、もう一つ例を聞いておく。国鉄労働組合と全日通労働組合、これは非常に仲のいい組合です。それから仕事も似ている。汐留なんてところへ行くと、国鉄の職場の諸君と日通の諸君は同じところで働いてるんです。

お互いに機関紙をやり取りしてるんですよ。これは本部同士で機関紙を何万部ずつやり取りする場合と、それから国鉄の職場の労働者が日通へ行つてビラまきをする、日通の労働者が今度は国鉄の職場へ行つてビラまきをする、貨物の職場へ行つてまくと、こういう場合があるんですね。こういう場合どうです、いままでは無償でまいていた。選挙になったらどうなんですか。

○政府委員(土屋佳照君) やはり有償でなければならぬというふうに考えます。

○内藤功君 そうすると、国鉄の労働者がいままでは日通の職場へ行つて、日通の人の月給は余り高くないと、あんたの方もしかりがらばりなさいと、お互いがらばりうじやないかとビラをまいた、いままでただでまいていた、今度はもうたただでまけない、こういうのが今度の選挙法改正案の解釈なんですか。

○政府委員(土屋佳照君) いまの生活向上といつたようなことで中身になりますと、これはまあ選挙に関する報道評論であるかどうか、これはまた別でございますが、選挙に関する報道評論でございますと、それは有償でなければいけないということになるわけでございます。

○内藤功君 そうすると、選挙に関する報道評論といふのはこの間から議論されてたが、たとえばこういうのはどうです。国鉄労働組合の新橋支部では、今度の選挙でこの人とこの人を支持するといふことを決定しましたと、執行委員会が決定したといふことを、組合の執行委員会の決定を機関紙に書いてまくと、これはどうなんですか。

○政府委員(土屋佳照君) 今度の選挙にいうことと選挙に關連して書いておられるものは、それは選挙に關する報道評論だといふことに解釈します。

○内藤功君 そうすると、労働組合の決定もそれを組合機関紙に書けない、書いたつてそれは配れないと、配ればつかまつてしまつと、こういうことになるんです。

○政府委員(土屋佳照君) たいいま言われました

○政府委員(土屋佳照君) 選挙期間中は厳密に言

○内藤功君 だんだんとこの法律の恐しいことが

○政府委員(土屋佳照君) 選挙期間中は厳密に言

○内藤功君 組合費の中で家族に配ることを予定

○政府委員(土屋佳照君) それは当該組合の機関

れるわけですから、その場合に明確にされておればそれははっきりすると思うんです。そうでない場合は、通常の場合は組合員に渡すというのが通常の方法であらうと思います。それが選挙のときにいまままでやっていないことで、そういうかつこうでまかれるということになりますと、これはやはり有償でなければならぬということにならざるを得ないと思います。

○内藤功君 大体そうなると、組合費の領収書に家族用の機関紙代金も含みますとか書いてある、あるいは組合規約や組合の財政規則に、組合費の中には家族への機関紙代金も入っていますということが明記されていない限りはこれはだめだと、こういうことですか。そんなことをやっている組合は余りないですね。

○政府委員(土屋佳昭君) 通常はそういうことは少ないと思いますが、機関紙発行の方法の中に明瞭に書いてある場合もあるかもしれないというところで、一応そういう場合もあるという例で申し上げたので、通常の場合は余りそういう例はないんじゃないかと私は考えております。

○内藤功君 通常の場合あるかないかはちょっと私は後であなたに反撃をしたいんですが、これはさておいて次の質問は、労働組合がある。たとえば東京の板橋には日本製紙という組合があったです。住友銀行の企業支配に対して闘って、それで一定の成果を得た争議をやりました。大争議をやったですね。知っているでしょう。こういう日本製紙なんかの組合は、機関紙を自分の組合員に配るだけじゃないんです。近所の人たちにも配って、労働組合はこういう要求をしています。労働組合はその職場の中でやるだけじゃない、国民の皆さんのいろんな苦しみ、悲しみも一緒にやり出すというピラマキをやっているんです。こういうピラマキをしょっちゅうやっている。そういう組合が選挙のときに御近所の皆さんに同じようにピラを無償で配った、これはどうです。

○政府委員(土屋佳昭君) 労働争議等でどういうあれでございましょうか、中身は生活上という

ことで賃上げ等について書いておられるということであらば、これは選挙に関する報道評論ではないと思うのでございませう。ここで問題になっておられますのは、選挙に関する報道評論ということをやれるということについての規制を加えたということでございます。

○内藤功君 当然、選挙期間中は、今度の選挙は非常に大事な選挙だ、労働者の大事な一票というのは物価を値上げしているような政党には入れないでくださいという中身が入っている。こういうピラを労働組合がつくって組合の中にもまわし、いつものように近所の魚屋さん、床屋さん、クリーニング屋さんにもまわすという場合はどうなんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 政治活動の自由化ということと選挙の公正ということが常に問題になるわけでございますけれども、いまのような形でどんでんやるといふことになりますと、選挙運動において一応かばせられた規制というものが全然おかしくなるわけでございます。したがって、そういう選挙に際して呼びかけをするといふたようなものは今回の規制に当然かかるといふことでございます。

○内藤功君 非常に今度の法律の問題点がはっきりしてきたと思うんで、私はもう一つ聞いておきたい。

それは、さつき土屋部長は、家族に組合の機関紙を配るなんというところは余りない、通常でないことであらうと言われた。しかし、労働組合の団結権というのはどういふものか、あんなわかつていふか。労働者の団結権、労働組合の団結権というのは、単に組合員の中で団結を固めるだけじゃない。労働組合がいまやっておること、要求しておること、たとえばストライキもやるかもしれない、そういう目的、要求というものをよく市民の皆さんにわからせるようにPRしていく。最近では国民春闘ということも言われているじゃありませんか。そういう国民の皆さんの持っている諸要求にマッチするような宣伝をする、共通点を広げ

ていくということもこれは団結権の一つなんです。ですから、やられてないところか、いまはだんだんと開けた組合ではこういうことをやっておるんです。家族版を発行しているところもあるんですね。それから近所の方に配っているところもあるんです。こういうのが団結権の姿なんです。これは認めますね。

○政府委員(土屋佳昭君) それは労働者の地位向上といったことで経済的な賃上げなりいろいろやられることがあると思います。そういう点で団結して出されるということはあり得るだろうと思うのでございませう。ここで問題になっておるのは、選挙の際に選挙の呼びかけをやったり、そういった選挙関係に関連する文書ということになりますとそれは問題があるので、選挙期間中は有償でなければいけないということにしておるわけでございます。

○内藤功君 この点で、最高裁判所の四十二年十二月四日の三井美唄事件の判例というのは土屋部長知っているでしょうね。

○政府委員(土屋佳昭君) いまにわかのお尋ねでございますので、にわかには私思ひ出しません。○内藤功君 急の質問で悪かったかもしれないが、この判例は、現実の政治、経済、社会機構のもとにおいては、労働者が経済的地位の向上を図るに当たっては、単に対使用者との交渉においてのみこれを求めても十分に目的を達することができず、労働者がその目的をより十分に達するため手段として、その目的達成に必要な政治活動や社会活動を行うことを妨げられるものではない、労働組合の団結というものは、経済的地位の向上に必要な範囲で政治活動、社会活動をやれるというのが最高裁判所の四十二年の判決なんです。すなわち、これ、あんなは経済的地位の向上だけが労働組合の活動の目的のように思っているけれども、本来そこまでできる。そこまでできるのを選挙中だけ制限をする。私はこれはどう見ても権利侵害、団結権の侵害だと思ふんです。

いや、福田大臣、あんな首振ってらね、反

論できますか。大臣に答えてもらいましょう。どうして団結権侵害じゃないか。

○国務大臣(福田一君) 私はこの際共産党にお願いをいたしておきたいと思うんですが、実はこういう国会の答弁等々は、政府の方はあらかじめ皆さんのところへ、ひとつどういふ御質問があるかというのを承って、そしてそういうふうな御質問の判例とか何とかいうようなことになりますと、これはなかなか資料を全部覚えておるわけがありません。だから、それを知らしめていただいで、それに対する質問の要旨というものを承って、そしてそれに対して国会で答弁するというのが、これが例でございます。私は必ずそうであるべきだとは思いません。しかし、そういうことについてきょうも実はお願いに行っておると思うんでありますが、「来てないよ」と呼ぶ者あり。実は承ることができませんでした。そういうことで、急に問題を提起されてもなかなか答弁がしにくいことがあると思ふので、今後質問をなさいます場合には、これはお願いでありますけれども、慣例であるからお願いをしておる。そういうときにはひとつやはりそういう、こういうことがある、こういう質問をするつもりだといふくらいは教えていただきたいと思ふます。委員長におかれても、その点はひとつ十分に各党にもお伝えを願えれば幸いであると思ふのであります。

そこで、いまのお話でございますが、私たちが選挙期間中にある種の制限をするというところは、それはもちろん一つの制限でありまして、たとえばそれが労働権に関係あることであらうとも、どういふ権限に関するものであらうとも、これは特別法でございます。すなわち選挙期間中という特別の期間においては、こういう制限をいたしますというものがこの法律の内容でございますからして、そういうような権限を持つておるからそういう権限に抵触することはけしからぬと、こういう御意見と承りますならば、これはこの法案に反対であるという御意見としては承りますけれども、それからこの法案を出したことはけしからぬという



んなに何も口をとがらして怒られなくてもいいじゃないですか。ここでみんな説明されたらいいじゃないですか。どうしていけないのですか。

○内藤功君 あくまで御自分からおっしゃりたくないというのであれば、私の方からちょっと聞きたいと思うんですね。

まず私はその前に、非常にあなたの態度は遺憾だと思ふのは、国会議員の一人が知ってる、あなたが知ってる、おれが知ってる、そんならいじやないか。それは個人的な、プライベートな問題じゃないんですよ。法案の解釈、法案の限界に関する問題。ですから私は申し上げる。多少言葉がきつかったかもしれないが、申し上げる。

そこで伺いたい。まず「労働組合の機関紙は街頭で不特定多数の者に配布しないかぎり現行どおりとし、有償配布違反として、取締り対象としない」。こういうことをあなたは総評の安恒さんに約束なさったことは間違いないかどうか、まずこれを確かめておきたい。国会の場ではつきりさしてくだされ。

○国務大臣(福田一君) 私はそのようなことを言った覚えはございません。

○内藤功君 もう一遍確かめておきます。「労働組合の機関紙は街頭で不特定多数の者に配布しないかぎり現行どおりとし、有償配布違反として、取締り対象としない」。私はこれは処罰の範囲を狭めたもので、労働組合としては当然これは言ったであらうと思うのです。安恒君は必ずこれを言ったであらう。言ったことはほくは正しいと思うんですね。またこれをあなたがそういうことをよしと、そうしようと言ったというのなら、それもまた一つの見識だと思ふんです。ただ言ったか言わないかの問題をその点だけでも一遍確かめておきたい。本当にこういうことを言った覚えはないんですか。

○国務大臣(福田一君) 私はね、政治をやる上でいろんな人におつき合ひもします。外人ともお話をすることがあります。あるいはあなたの方の仲間ともお話をすることがあります。あるいは労働者ともお話をすることがあります。その場合においても、やはりお互いにこのことについては私はまあ言わないというような暗黙の了解があつて会っている場合には、言わないのが政治家だと思つてゐるのです。どんなに自分の立場が苦しくても言わないのが政治家だと思つてゐるんです。だから私の口からは申し上げない。私はそういう政治家でありたいと思つてゐる。それがもし御不満であれば、いかうでもあなたの方で私に対する措置をおとりになったらよろしいでしょう。

○内藤功君 そうするとさきの答弁ではそういう内容を言った覚えはない、こうおっしゃったが、今度は、そういうことは言わない、言わないのが政治家の道だ。政治家の道はいろいろありますから、私はそれを非難しようとは思わない。しかしこれは国会です。国会の委員会ですから、一体その言った覚えがないというのが本当なんでしょうか、それともこれは言えないというのが本当なんでしょうか、どっちなんです。

○国務大臣(福田一君) 私はその内容については申し上げることはできませんと申しておるわけですが、ただしです、いまこの部長が言つておられますように、選挙に関する報道評論が載つておらないものについては、それはもう当然頒布することができると、もしお会いしたときにもそういうことは言つておると思ひます。

○内藤功君 「労働組合の機関紙は街頭で不特定多数の者に配布しないかぎり現行どおりとし、有償配布違反として、取締り対象としない」。これは総評安恒幹事とそれから福田自治大臣兼国家公安委員長との間に合意確認されたという、こういう事実はどうです。それが合意確認されたという、合意確認された、これが、どうです、その事実についてはどうです、お認めになりますか。——合意確認された、これが、どうです、その事実についてはどうです、お認めになりますか。

○国務大臣(福田一君) じゃもう一遍きつと申つてください。そういうことを余り——だからそういう質問があるなら質問早く前から言つておいてもらえばこちらでわかる。(発言する者あり) ○内藤功君 じゃあもう一遍言いますよ。もう一

遍言います。よく聞いていてください。

○委員長(中西一朗君) 委員長から申し上げます。委員長から申し上げます。非常に微妙な質疑応答が行われておりますので、委員外の方の御発言はやめていただきたいと思ひます。

○内藤功君 それじゃ私がもう一回聞きますから、よく落ちついて聞いてください。

○国務大臣(福田一君) ありがとうございます。

○内藤功君 「労働組合の機関紙は街頭で不特定多数の者に配布しないかぎり現行どおりとし、有償配布違反として、取締り対象としない。以上の点については総評安恒幹事」、以下きつと略します。「福田自治大臣兼国家公安委員長の間に合意確認するとともに、自治省が施行通達中に明記することにした」、こういう事実があるかどうか。こういう事実があるかどうか。(発言する者あり)

○国務大臣(福田一君) 余りこう——委員長、ちよつと注意してください。私が黙っているのにむやみにおしかりを受けちゃ困つちやう。

○委員長(中西一朗君) 委員外発言は慎んでください。

○国務大臣(福田一君) 私は従来の——その会談の内容についてここでお答えすることはできないという、これはいまここで確認しておきます。しかし先ほど来言つておるうちに、選挙部長が言つておるうちに、組合の機関紙というものを組合の中で配つていけないという理由はないわけでしょう、これは、そうですね。だからそういうことについてはいままでどおりおやりになることについて差し支えないという、うなづいたこと、これは言われるけれども、私は言つたこと、これはここでも言いません。言いませんけれども、そういうことはあり得ると御想像されても仕方ないと思つております。

○内藤功君 非常に重大な内容なんです。つまり合意確認したと、それだけじゃなくて、「自治省が施行通達中に明記することにした」、いま言つたようなことですね。街頭で不特定多数に無差別

に配布する以外は現行どおりだと、いいんだという、これを施行通達でやると、どうです、これは。(重大な問題ですよ、これは。委員長はつきりしてもらいたいんですよ。こんな密約があるんじゃないか)「国会軽視だ」「選挙部長しつかりしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(中西一朗君) 委員外発言は慎んでください。(大臣もしつかりしろ、浪花節で答弁しないで事実を言え、事実をちゃんと。大臣の答弁はさつきから聞いてゐると浪花節だぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○国務大臣(福田一君) 私はそういうことについて赤旗など……。社会新報……(「赤旗には関係ないじゃないか」と呼ぶ者あり) 赤旗にも出てゐる……。いろいろ出ておられますが、内容が違つておりますね、内容が。

○内藤功君 私の見てゐるのは赤旗じゃないよ。○国務大臣(福田一君) いやいや、二つの新聞があつて、その新聞の内容が違つておると申し上げておるわけでありまして。これはどちらがどうなのかわかりませんが……

○内藤功君 どちらがどうなのかわからないのはそつちだ。

○委員長(中西一朗君) 質問者、いま答弁中でございます。(大臣、新聞は関係なしに、事実を言つてくださいよ)と呼ぶ者あり。

○国務大臣(福田一君) 事実はいま申し上げたように、お会いしたかどうかということでありまして、非公式に、そういうことでありましたが、そういう場合にはこういうところでは私からは言わない方がいいと思ひますと、こう言つておるんです。私は、それは私の政治的な判断であり、私の態度であるという、これを申し上げておる。私はそういうことについては時と場合によつては言わないことも必要である、言うことも必要である。それが政治家というものである。政治家というものは何でもべらべらしやべるべきものだと私は思つてゐない。だからそういうことを申し上げたわけでありまして。でありますから、内容についてあ

れがあるならば、一遍あなたの方で確かめになつて、そしておやりになつたらいかですか。

○内藤功君 委員長、いまの答弁、答弁になつていますか、聞いていらして。答弁を促してください、これは。答弁拒否じゃないですか、これは。

○委員長(中西一郎君) 重大な問題ですから内容をきりきりしてくださいよ」と呼ぶ者あり)委員長、ひとつ公平に裁いてください。これは答へになっていないですよ。余りばかにするなよ、聞いていれば。何が政治家の道ですか、政治家の道はこへ報告するのが政治家の道じゃないか。

○委員長(中西一郎君) 委員長から発言いたしました。

委員外発言、また委員長の許可を得ない発言が大変多いようですが、慎んでいただきたいと思ひます。

○山田昭範君 関連。

この問題は委員長、私はいま聞いておりまして非常に重要な内容を含んでおります。したがうして、ただ大臣が政治的信念で言わないというだけではないで、要するに、現在私たちが審議を続けております重要なポイントにかかつておる。この問題は先ほど選挙部長が答弁した答弁の内容とも矛盾いたしております。したがって、事務局の答弁と、もし大臣がそういう約束をされていらつしやるならば、大臣の約束されたことは内容が矛盾いたします。したがうして、総評の方からは正式の文書が出ています。その内容と大臣の約束されたこと、大臣がどうしても言えないというのであるならば、総評の出した文書が違つていのかどうかということを確認する必要があります。そういうような意味でこの問題については特に委員長からこれは重要な問題として取り上げていただきたい。

○委員長(中西一郎君) 委員長から申し上げま

す。先刻来の質疑に関連いたしましたして、質問の趣旨をもし十分自治省の方で御了解ならば、総評の文

書というのがあるならば、総評の文書をもとにした答弁をしていただければいいのじゃないかと思ひます。い

○山田昭範君 これはいま委員長から話がございます。またしたけれども、総評の書いてある記事が正しいのか正しくないのかということははっきりさせて

○内藤功君 委員長、これはその総評の機関紙といふ……(機関紙じゃないよ)と呼ぶ者あり)私にはまだ総評のあれを持っていないのです。持

つていないのだから、それが自治省の事務局が

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○内藤功君 ところで言われるのでしたら、私はここに持っていますから、総評の通達を、ここで

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○内藤功君 委員長、これはその総評の機関紙といふ……(機関紙じゃないよ)と呼ぶ者あり)私にはまだ総評のあれを持っていないのです。持

○山田昭範君 これはいま委員長から話がございます。またしたけれども、総評の書いてある記事が正しいのか正しくないのかということははっきりさせて

○内藤功君 委員長、これはその総評の機関紙といふ……(機関紙じゃないよ)と呼ぶ者あり)私にはまだ総評のあれを持っていないのです。持

つていないのだから、それが自治省の事務局が

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○内藤功君 ところで言われるのでしたら、私はここに持っていますから、総評の通達を、ここで

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○内藤功君 委員長、これはその総評の機関紙といふ……(機関紙じゃないよ)と呼ぶ者あり)私にはまだ総評のあれを持っていないのです。持

○山田昭範君 これはいま委員長から話がございます。またしたけれども、総評の書いてある記事が正しいのか正しくないのかということははっきりさせて

○内藤功君 委員長、これはその総評の機関紙といふ……(機関紙じゃないよ)と呼ぶ者あり)私にはまだ総評のあれを持っていないのです。持

つていないのだから、それが自治省の事務局が

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○内藤功君 ところで言われるのでしたら、私はここに持っていますから、総評の通達を、ここで

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ

○委員長(中西一郎君) 委員長としてはそれでけ



は、そこである審議された過程その他も踏まえて、私どもとしてははっきりした通達を出すというところでございます。これに関しては私は存じません。

○内藤功君 いま自治省の選挙部長が言った「労働組合の機関紙は街頭で不特定多数の者に配布しないかぎり現行どおりとし、有償配布違反として、取締り対象としない」、まずこの解釈ですね。こういう解釈は、さっきから自治省の選挙部長が答えておった解釈と同じですか。

○政府委員(土屋佳昭君) まあ、この文章自体ははっきりしていない面がございまして、いろいろ推測するわけでございしますが、少なくともここで表示されておる点で読んでおる限りは、不特定多数にやるといふことは、これはまさに部外の人には有償でないかっこうで頒布するわけでございまして、これはいけなさと、それはそのとおりなんだと。それで、有償頒布違反として取り締まりの対象としないというのは、労働組合の機関紙は有償配布違反として取り締まり対象としないというところでございまして、組合員等に配られるというものは、そこらで不特定多数に配るものでなければ取り締まり対象としないということですから、そういう読み方になるとすればこれは別に問題ないと、こういうことで私は申し上げたわけでございまして、全体として字句が不明でございまして。

○内藤功君 選挙部長に伺いますが、そうすると、さっきあなたに聞いていた、第一組合員が第二組合の人や、それから未組織の労働者にビラまきやりますね。ビラまきやると、それはやっぱり選挙期間中は有償でなくちゃいけないということを言ったわけですね。そうすると、これと見解どうですか、この見解との違いは。ここに書いてあるのは「街頭で不特定多数の者に配布しないかぎり現行どおり」と、違反にならないというんですね。つまり、あなたの見解と違うことを福田自治大臣は総評の幹部と約束なさっているということじゃありませんか。どうなんです。

○政府委員(土屋佳昭君) どうもこの文面からその点がはっきりいたしませんので、私どもの解釈からすれば、この有償頒布違反として取り締まられないというところは、やはり不特定多数じゃなくて、有償配布というところは、これは組合員等に配るといふことになりまして、同じ組合員であればそれは配ったって差しつかえないという意味にとれば、これは別に問題ないということでも申し上げておるわけでございまして、先ほどから申し上げた点については、私は先ほどと同じような考えを持っておりまして。

○内藤功君 あなたの考えは大体質問でわかったのです。それが不当かどうかは別としてわかった。しかし、あなたの見解と——ここに総評が福田自治大臣との合意の内容として各選挙政治部長、委員長あてに出しているこの総評としての責任のある文書ですよ、これは。この文書に書いてある福田自治大臣と総評との間の約束は明らかに違うのですよ、これは。たとえば、門の前で第一組合員が第二組合の人にはビラは無償でいいの、有償なの。あなたの見解では、有償でなくちゃいけない。これによれば、街頭で不特定多数の者にまく場合だけが取り締まられる。明らかに違うじゃありませんか、この一点をとれば、それでもなおかつこれは同じだと言いますか。違いうでしよう、この見解は。違ふことは認めなさいよ。

○政府委員(土屋佳昭君) どうもその点が「有償配布違反として」とあるだけで、どういう場合にどう配るのだというところが、これ前提が書いてないわけですね。だから私ははっきりしない。もちろん、街頭で不特定多数の者に配布すればいけないと書いてあることは、これは先ほどから申し上げたとおりでございまして疑問を持ちません。ただ、有償頒布違反として取り締まり対象としないという場合に、「労働組合の機関紙は」ということになっているので、どのような形態であるかというところが、これ前提としてははっきりしておりませんので、組合員等に配られる場合はそれはそれで

いいんだらうというふうに私は考えるわけでございまして。

○内藤功君 もうこれは、あなたとこれ以上議論しなくてもはっきりしていると思うのです。いいですか、この文書でどういう形態が例外かははっきりしているのです。労働組合の機関紙を街頭で、職場じゃないですよ、街頭で不特定多数の者に配るといふのははっきりしているのです。それ以外は全部これはいいと、こういうことを福田自治大臣は——これは権利を拡大する方向だから、ぼくはこれが悪いと言っているじゃないですよ。これを総評の幹部と約束をしたのです。つまり、大臣の見解と自治省の事務当局の見解は明白に違うのです。しかも、その会談にはあなた立ち会ってないから、立ち会ってない。しかも、こういうふうな食い違いが出てきている。こういう問題ですよ。

そこで私は、これをこれ以上選挙部長にここで追い打ちかけようと思わない。よく考えてもらいたい、あなたの立場はどうなるかよく考えてもらいたい。これは大臣に聞きたいです。大臣、あなたはかりそめにもこの国会で公選法、政治資金規正法、この二つの法案が審議をされているという最中に、この総評の幹部と会って、かりそめにも自治省が施行通達中に、どこまで組合の機関紙は合法的に配れるかというようなことを約束した、約束したことは事実だ。こういうことが、議會を尊重する政治家の道としてこれは許されると思いませんか。

○国務大臣(福田一君) 私は、この中で「合意確認するとともに」という間に——「合意確認する」とともに、「と、こう書いてありますと、これは約束というところになりますね。」

○内藤功君 そうですね。しかし、よく陳情というものはたくさんあります。政治家はしょっちゅう陳情に会いますよ。考えましようとか、その問題は今後はひとつ考えてみましようとか、あなたのおっしゃることもなるほどごもつものような面もあるから考えましよう——こういうことを

言うといけないということになると、われわれ、陳情団には一切会えないということになる。そんなことはないでしょう。だれとお会いしてもいいでしょう。また、共産党の皆さんからお話があれば、それはお会いすることもちつとも差し支えないと思っております。(発言する者多し) あんまりあなたね、外から言われると私は気が小さいからね。(笑声)

○委員長(中西一朗君) 委員外発言を慎んでください。

○国務大臣(福田一君) だから、そういう意味で、お会いしたことがいかにあつても私には納得がいきません。納得がいきません。また私が、法案を作成している間にこういうことを合意するとか、そのことだけは必ずどうしますと、こういうようなことまでは言えない。それは相手がこうこう、こうこうじゃありませんかと、こう言いますと、よく新聞にわれわれの談が出るとうじやありませんかと言ふ、ううんと、ううんと言っていると、そう言ったということに書かれる場合もある。私はその例も知っておりますがね、私も新聞記者をしておたから。それと同じようなもので、実際言ふと、お会いしたときに、まあこういうことは何かひとつ考えてもらえぬかと言われれば、それもさうですと、まあひとつ考慮いたしましようというように言うことは、私はいいと思うのです。それから、まあ考慮する、なるほどあなたのおっしゃることもごもつものな面がありますと言え、取り方によつては約束したんだとお取りになるかもしれせん。私はさういふことを言われると、もうほかのお方にお会いできなくなつてしまふと思うので、さういうことで余りさうさう政治家の行動を拘束されることはいかかと思ふのです。私は、あなたがさういふことを、通達を約束しているじやないかと、明記することにしたと、こう言われるけれども、それは私はさういふことではないが、決まれば、いま事務が言っているように、それは知らせるの

は当然なんです。質問があれば、そういうことを知らせることは当然なんです。また総評のお方が今度おいでになれば、こういうことでございまして、こういうことを言うことも当然なんです。私はそういう意味で、あなたにおしかりを受けることではないと思っておるわけです。そういう意味合いにおいて、私が言うておることをこれテープレコーダーでもとっておかぬというところ、これからもう言ったか言わぬかという問題も起きるかもしれない。それはやっぱり政治家同士が会ったときには、これはいろいろのやり取り話があったりしますけれども、そういうやり取りにも法案がでない前に法案に制約を加えるというふうなことは、私は案外これで憶病ですから、そういうことはいたしておりません。

会って、それは現行どおりやれるという見解を流している。この矛盾をはつきりさせなくちゃいけない。こういう矛盾が出てきたもとはと言え、これは大臣が、法案が参議院にかかっている段階において、そうしてこういう一種の約束をされている。約束をすることは悪いと言ふのじゃない。その約束は重要な法案の内容、いわゆる権利の範囲、機関紙配布の権利の範囲にかかる問題です。これで、国会を無視してそうして特定の団体と話をしている。しかも、通達を出すことまで約束した、これは許せない。大臣、さっきからあなたは政治家としての道を言われるけれども、それにとりゃありませんか。こういう私は、政治責任をどうとられるのか、どう考えるかというところを最後に伺いをしておきたいと思うのです。どうですか。

○委員(中西一郎君) 御異議ないと認めます。それでは市川君の発言を許します。速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

最初自治大臣に伺いたいんですが、いま内藤さんと自治大臣の間でいろいろのお話がありました。私はそれを聞いていて、最初に、労働組合だけ何か特別な扱いをしておいでになるんじゃないんですか。政治活動を行う団体と、つまりそういったものでもない、政治団体でもない、政治活動を行う団体として選挙中に政治活動をすれば罰せられるという規定が今度新しく入っているわけですから、労働組合も、それから婦人団体あるいは消費者団体、そういうのはみんな同じじゃないですか。同じことで、みんなそういう団体が今度の改正を心配をしてこの間からいろいろ運動しているわけなんです。いまのお話を聞いてみると、何だか労働組合だけ特別扱いでという印象を受けるんですけれどもね。労働組合といいますが、総評は社会党の支持団体でおいでになるし、やっぱり今度の法律には社会党は協力しているのかどうかと思うんですけれども、いかがですか。それを伺いたい。

意味と解する。従来でも実際は――部長からも説明させますけれども、従来でも選挙期間中はある種の制限があるわけなんです。いろいろな政治団体に対しても、そうでない団体に対してもある。まあそれがどういうふうに行われておったかということは別といたしまして、今度はそういうことははつきりしていこう、はつきりしませんとあのビラ公害みたいなものが出て来ちゃくちやにはらんするとういうようなことが起きますので、これを一応制限したい、こういう気持ちで取り扱っておることは事実でございますけれども、私は何も労働団体だけが日本の国民じゃなくて、農民もあれば消費者活動をなさる方もあれば、皆さんをわれわれは対象として考えなければならぬんだ、こういうふうな考えておるわけでございます。

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

〔速記中止〕

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○内藤功君 いまいろいろと言われましたけれども、ここに書いてある見解というものは、これは総評の機関がその責任において各単産政治部長に下したものです。落書きじゃないのです。非常に権威のある文書ですね。これは総評の機関が責任を持っている。ですから、この文書の中に書いてあることがうそだというなら話は別です。しかし、この文書の中に、とにかく、ああそうですか、うんでもいいですよ、ごもっともというのでもいいですよ。しかし、相手は、大臣に会ってうんと言え、さらにごもっとも考えましようと言え、これは合意確認、こういうふうにとるだけのやり取り事情があるのです。そしてこれを出してきた。そして、ここに書いてある見解と選挙部長の見解は違うのですよ、明らかに。私がさきに聞いたのはそうなんだ。第一組合の組合員が第二組合に対して配った場合はどうか、無償で配れるかどうか。これは自治省は配れませんかと言ふ、無償では配れませんか。総評は福田自治大臣と

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(中西一郎君) 速記起こしてください。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

○委員(市川房枝君) 委員外発言をお願いします。

活動といいますが、一体政治活動とはどういうのを言うのか、その定義は今の法律の中にはないみたいですが、私は有権者、主権者である有権者としては、選挙中だって当然政治活動をしていいんだ。選挙活動には制限があると思いませんか。だから、その程度は——それを制限するといふことは、私はやっぱり言論の圧迫になるんだと、おおよそ議会制民主主義には反する方向を向いておいていいのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳郎君) 私から恐縮でございますが、従来もそういうことはあったんだということについてもう少し詳しく申し上げますと、御承知のように、政治活動は自由であるということとは、一つの考え方として当然あり得ることだと思っております。しかし、その政治活動であつても、選挙期間中になると、いろいろと選挙活動とまぎらわしいことが出てくるので、現在の二百一条の五以下のところは、政治活動についての禁止規定が現在あるわけでございます。その政治活動については、選挙運動期間中は政談演説会とか、あるいは街頭演説会の開催とか、ポスターの掲示とか、あるいは立て札、看板の掲示、ビラの頒布、こういったことは、政党その他の政治団体であつても一応は禁止をされる。そして確認団体だけがある一定の範囲での行動を許すというように、それがいいかどうかの立法上の問題は別として、現在そういう立法がなされておるわけでございます。そういう意味では、政治活動についての規制というのがある。

そこで、現在の政党その他の政治団体という場合どういふものがあつたかと申しますと、その例で申し上げた方がわかりやすいと思うのでございますが、たとえば消費者関係の者が物価について意見を述べたと申しましても、たとえば全国消費者連合会というのは政治団体としてちゃんと現実に出かけがあるわけでありまして、もちろん主婦連合会、婦人と生活の会とか、そういったところも、それから日本保育推進連盟というの、みんな政治団体として届け出があるわけですね。

な政治団体として届け出があるわけですね。したがって、現在でもこういうところはみんな二百一条の五の規制がかかっておるわけなんです。そういうところが政治活動としてビラの配布とかどうとか行われれば、現在でもそれは禁止をされておるということには変わりがないわけなんです。そこで今度政治団体というものの定義を変えて、それが非常に狭くなつてしまつたので、他意はあるわけでもない、従来と同じ範囲、すなわち、いまのようなところは今後は政治団体から落ちることになります。そうしますと、やはり政治活動を行うことを本来の目的としないけれども、本来の目的じゃないが、政治活動がその団体の活動として従たる活動であつたりしましても、それはそういう活動をいろいろやられると、選挙に関連してビラがまかれ演説会が持たれると、やはりいまの二百一条の五の禁止の精神に反するということ、やはり従来と同じような幅にしようということをやつておるわけでございまして、たとえば、この前ある主婦団体がサッカリン使用の禁止を要求したようなビラをまいたかどうか、そういう政治に関係のないものは直接問題がないと思うのでございまして、それらというところで私どもとしては、今度の政治資金規正法によつて定義を変えたために、従来と同じ取り扱ひをしようということをやつたわけでござい

ます。従来全部野放しだったというわけではないわけでございます。と、新しく従来よりも幅を広げて全部制限してしまおうというふうな、そういう意図も持たないつもりでございます。○委員長(中西一朗君) ちょっと委員長から申し上げます。答弁なさる方も質問なさる方も、距離が近いものですから、お互い小さな声でもお話が通ずるかもしれません、強い方も聞いておられますので、もう少し発言を明確にしたいと思つておられます。

○委員以外の議員(市川房枝君) いまの選挙部長の、いろいろな消費者団体、そういうものも政治

団体の届け出をしていて、そうおっしゃつておるんですけれども、届け出しているものもありま

すけれども、全部がそうじゃありませんよ。そしてまた、政治団体、政治を目的として、あるいは行動を主たるあれとしないんであつて、政治団体の枠の中に入らない。だから、もしそういうものが入つていけば、それは政治団体を抜ければむしろいいんだけれども、それにしたつて今度の法律の解釈では、政治団体でなくつてやっぱ政治活動を行うと——その認定は、いまおっしゃつたんですけれども、サッカリンはそうじゃないとか、やれインフレーションはどうだとか、そういう判断はどがするかと云えば、警察なんですよ。だから、一般には非常に心配をされているわけなんです。だから、労働組合のさっきの解釈、これはどういふふうな将来お扱いになるかも

しれないけれども、それは当然平等に扱つていた

と、昨年の選挙が済んだ後からいろいろと話題が出てまいりました、大変世間的に選挙としては批判が多かつた選挙でございました。いろいろ議論をしてきておつたことは事実でございますし、特に衆議院においては、あれは実質審議に入られたのが九月ごろからだつたかと存じますが、小委員会等を設けられてやられ、参議院でも小委員会を設けてやろうという機運もございましたし、そういうことを通じて、ずっと昨年来検討は続けられてきておつたわけでございます。そのうちに、ことしになりましたからでございますが、たとえばそれの党も、自民党もその他の党もいろいろ検討され、自民党でもいろいろ議論がされ、検討がされてまいりました。そういうところの作業とあわせて、私どもも意見を聞きながら準備を進めてきたわけでございまして、そして御承知のように、政府提案として出します場合は、一応与党の政審、総務会と、そういったところを通じて出てきておるわけでございまして、全然どこかと隔離してこつたつたかというわけではございませんで、総合的な形でつくられてきたということ

が言えるかと存じます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 自治省の皆様方がその起案をなされたらうと思つておられますけれども、皆さん方は、しよつちゅうかわつておいでになつて、自治省で本当に重要なむずかしいとい

いになって、責任を持って立案なされると、もちろん自民党の選挙制度調査会だの、あるいは野党の方の御意見もお聞きにはなっているんでしようけれども、そういう点ですね、私はやっぱり自治省の中というより、あるいは自治省の外郭団体でもいいけれども、本当は選挙法あるいは政治資金規正法等関連の法律に対しての調査といえますか、研究といえますか、そういう機関が必要ではないのか。そうして立案されたらそれを国民に発表すると。いや、一般に政党だの候補者の方はもちろんですけれども、国民の間でも検討すると、そのために私は、やっぱり少なくとも一年ぐらい前、半年前といえますか、いいけれども、成案をやっぱり発表して、そしてそれに対していろいろな意見を出させると、批判させると、そういう私は筋道をとるべきじゃないのかしら。どうも今度の案は、非常に、去年の選挙の後といえますけれども、実際に立案なさったのはことしになってからみたいにいまだ伺ったんですが、先ほどからもいろいろな御疑問が皆さんから出ておりますけれども、こういう状態でこれが成立してしまうということであれば、私は国民は非常に不満で、いやそれが政治不信になおつながるんじゃないのかということをむしろ心配するんですけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(福田一君) まあ選挙法などは非常に重要な法案であります。ほかの法案もそうありますが、やはり国民の意思を十分に聞く必要がある。先生がおっしゃったような趣旨のものがあることも必要であると思います。選挙制度審議会というのがいままでありましたときは、そこでもいろいろのことが出ておりました。そこでもいろいろありますが、いまは実はそれがございませんで、唐突のようにお考えになるかもしれません。が、しかし、自治省には相当やっぱりベテランがおりまして、ずうっと継続して選挙法のこととは勉強をいたしておりますので、唐突に出したものでないことだけはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○委員以外の議員(市川房枝君) まあこの選挙なんかのルールというのは、私は、やっぱり選挙に参加する政党あるいは候補者それから国民の権利者というものの合意が必要だと思っております。みんなが納得できるというか賛成するといふか、そういうことでなければおもしろくないんじゃないか。いままでは大体そうでした。わあ、あいに各党で相談をなすって、そうして一致したことが国会に提出されて成立してきたという経過があったと思うんですけれども、今度この法律は、衆議院では、公職選挙法の方は自民、社会、民社の賛成で、共産党、公明党の反対、政治資金規正法は自民党だけの賛成で通過しました。これは、国民にはどうしてこんなふうに対立しあれるのかは、国民から見ると、やっぱり各政党がそれこそ党利党略といえますか、あるいは権力の争奪につながるといふことから映っているんですけれども、それは間違っていますか。

○国務大臣(福田一君) 私はこれが、市川さんのおっしゃる通りに国民に映っているかどうかということについてはお答えする知識がございませんけれども、まあ法律というものはできるだけ国民にわかちてもらって、そして成立させようというべきものだと思っております。昨年来御案内のように、田中内閣時代から政治資金の問題が特に取り上げられ、それからまた人口問題について憲法違反であるという意見まで出まして、人口を無視しておるというふうな、そこでこれはどうして改正をしなければならないかというので出してきておるわけでございます。その意味では選挙、一般の国民の皆様も何でこういうものが出てきたかということはおわかり願っていると思うんです。ありますが、その内容については、なかなかこれは、いまあなたがおっしゃったように、むずかしい、わかりにくいといふことについてはわれわれもさうかと存ずるのでありますが、かといって、これをつくらないでいいかということになると、いつまでたってもつくれません。

それから国民の合意を得なければいけないとおっしゃる、ごもっともでございます。しかし、国民の合意を得る方法ということになりますと、解散でもして意見聞いてみるということにでも相なりましようか、なかなか方法がむずかしいうございします。できるだけ聞けとおっしゃることならばそれは意味がわかるわけでありまして、そういう意味では、どなたでも私のところへ陳情においでになればお会いします。私のところの幹部も、みんなそういういたしておるだろうと思うわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) あと少しこの問題、別に少し伺いたいと思っております。

公職選挙法の中で、衆議院の議員定数が二十名増加いたしました。増加だけで減さなかったというところ、つまりいまの枠内で増減をしてほしい、アンバランスを是正してほしいということが国民の強い要求だったと思えますけれども、まあその減すことが政治問題としてむずかしいということも承知はしておりますけれども、国民の、ふやさないで、定数内という希望は、やっぱり議員が一人ふえれば一年に一千二百万円ぐらい要するんでしょう。そういうこととか、あるいは議員の数がふえて、それじゃ国民が、政治がよくなるかどうかという保証もないということが私は国民の反対の理由だと思っております。一応まあそれによっても、幾らか衆議院のアンバランスがそれによっても、是正されたというところは、私は評価はこの点はしているわけですが、ただ、これで大臣、だんだんまたふやしておいでになりますか。将来はどうなんですか。

○国務大臣(福田一君) 私は、あなたが御指摘になりましたように、これからだんだんふやすというところはむずかしいかろうと思えます。実はまああんまりふやしますと、もう衆議院のあの議席が入らなくなる、あの議場の中へ入らない。今後やるということになると、どうしてもアンバランスの是正ということでない困難である、そういう物理的な面におきましても非常に困難であらうかと存じておるわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) いまのお話ですと、今後もうすぐ国勢調査がことしあるんです。が、だんだんアンバランスがまたひどくなっていると思うんです。さういふのをやっぱりもうほっておくといふんですか、ということになるんですか。あるいはそれを取り上げて解決をするようにするか、これは国民としては一番重大なことです。議員の方は余りこれは直接関係ないかもしれないんですけど、国民は、自分たちの一票の重さの問題になってきますから、非常に真剣だと思

います。それで、そういうアンバランスの是正だとか、あるいは衆議院の場合は、まあこれは小選挙区のお話がありましたけれども、その区割りですね、今度も少しあったんですけど、その区割りがなかなか問題なんです、今度も少しあったようですね。あったようなんだが、そういうのを第三者機関といましようか、これはイギリスでやっておりますね。上院と下院の議長と、それから統計局長という方々で区画委員会というのをつくって、そしてその決定を議会が承認するというような形で、こういう問題に対してのトラブルはイギリスではないんですけれども、そういう機関をつくって考えるというふうなお気持ちはございませんか。

○国務大臣(福田一君) 一つの有力なお考えだと思います。ということは、それぞれの議員がそれぞれのやはり利害関係、地区に対する利害関係等もございまして、あるいはまた政党間の利害関係もございまして、なかなかむずかしいということになれば、何かそういうような機関でもって問題を処理するということがないと、今後非常にむずかしからうかと思っております。

○委員以外の議員(市川房枝君) 定数は是正、まあ衆議院は一応あいう形で原案に入っているんですが、参議院の地方区の問題が原案に入っていないと、それでアンバランスは衆議院よりも参議院の方がひどいといましようか、まあ衆議院は今度二・八の倍率になったけれども、参議院の方は五・〇八の倍率なわけですから、これに対する有権者の非常な不満が強いわけですから、まあいま参議院の方でいろいろ皆さん各党派で御心配になつておられますけれども、果たして入るかどうかというのはいま後問題になりますけれども、これは自治省としてはどういふふうにお考えになつておられるのか。今度入れなかつたということ、これは、これはやっぱり自治省が責任をある程度感じてくださつていいのではないかと今度ふうに思うんですけれども、どうでございますか。

○国務大臣(福田一君) これはしばしばお答えを

いたしておるところでございますが、衆議院と参議院とは構成のやり方が違います。御案内のように、衆議院の場合は総選挙は一回でございます。一遍に全部かゝる。ところが、参議院の場合は二分の一ずつかゝる。しかも、地方区というのはある一定の地区での選挙、全国区は全国でもって投票を集めて当落が決まるといふふうな制度の違いがございまして、それから参議院におきましては、これは地方区ができました段階において、成立の当時の文書等をいろいろ見ますと、やはり地方区というのには地域代表という意味がはつきり出ております。それを尊重したという、それだけによつたという意味ではもちろんございませぬが、加味するということが入っております。こういうようなこともございまして、この地方区の問題をどう考えていくべきかということについては、皆さん方もいろいろ御審議を願つておる。そこで皆さん方の御意見が一致すれば、これはもう当然やらにやらぬと思つておられますけれども、衆議院の場合は各党が一致したんですから、これはもうみんなが一致したということですから当然やらなければいけないが、まだ参議院ではそこへ到達したと承つておりません。そこで入れなかつたわけですね。

それからもう一つは、やはりそういうことならば、地方区と全国区を設けたならば、地方区の問題を考えるならば、アンバランスの是正ということを考えるならば、それじゃこの全国区の問題もここでひとつ考えてみるべきではないかというところ、いろいろ研究したんでありますけれども、これもなかなか意見が合いません。政府内部においても、とうとう、自民党との間においても意見が一致しなかつたということがございまして、ついにこれがこの法案の中へ入れることが、提案することができなかったというのが実相でございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 参議院の地方区の問題は、いま大臣もおっしゃいましたけれども、やっぱりこれは人口比例だけではなくて地域

性を考えるべきだと、だから二名を最低にして、そしてあと余分なものは人口で配分をしてもいいと、まあそういうふうなことを、定数はふやさないという一応案をつくつてこの小委員会の方へお出しをしたわけですが、それから、そういういま全国区との話がありましたけれども、これは全国区、地方区は参議院の選挙制度の問題になるんで、アンバランスの問題というか、有権者の側からの一票の重さから言えば、全国区の方は問題ではなくて、やっぱり地方区が問題なんであつて、そういう意味で、分けて私は当然考えていたでいいはずだと思ひ、自民党は、御木さんおいでになりますけれども、御木さんの試案として地方区のアンバランスの是正、現在の枠内というところでこの間案をお示しいただいて、それを拝見したわけなんです、はつきりと全国区と地方区とを分けてそういう案を出していただいたことは、私は評価をしていられるわけなんです、これを三木総理は、今度は三木総理も大臣のおっしゃつたと同じように、参議院がまたもらないんだと、だから出せなかつたんだ、しかしこの次の参議院の選挙までにはぜひアンバランスを是正するというか、地方区の定数の問題を成立させると、こういうことをおっしゃつていらっしゃるんですけれども、自治大臣はどうですか、その点。

○国務大臣(福田一君) 私も、次の選挙までにはこの是正を行いたいものだと思つております。

○委員以外の議員(市川房枝君) ただ、そのお約束が、やっぱり実行されるという保証はないのであつて、だからこの機会を外したら、ちよつと参議院のまた地方区はそのまゝほつておかれるのじゃないか、という実は心配を持っておりますことだけを申し上げておきます。

次に、供託金の問題、これはさつき公明党の多田さんからいろいろお話がありましたけど、供託金を三倍以上に値上げをされたことですね。これの説明もありましたが、それと没収の限度も高くされましたね。あるいはビラ等は実費を後で徴収するといふようなお話もさつきありましたが、や

はりこういふふうになり、そういうことになると、一般の有権者の中でいわゆる成人は被選挙権もあるわけなんです、その被選挙権を一般の国民は行使できない、やっぱり金が出ないんだと、これも先ほどからお話が出ていましたけれども、いわゆる憲法の四十四条で、両院議員の資格はという中に、おしまいに持つて行つて、財産、収入によつて差別してはならないとあるんで、これは憲法の問題にも関するのだという議論がさ出ているのですけれども、この問題は、私は泡沫候補が出ないようにする一つの方策としてとられてはいるのじゃないかと思ひますけれども、しかし一番大事なことは、泡沫候補を当選させるかどうかというところは、有権者が判別するわけであつて、むしろそういう理由でもって一般の有権者の被選挙権の行使に枠をはめるといふか、ということになつてくるので、これは重大な問題なんだというふうには私は考えているのですが、大臣はその点はどうかいふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(福田一君) 市川さんのおっしゃる意味もよく理解できるところでございまして。ただ、そういうことにはいたしませんと、多数の立候補者が出まして、そして何といふんですか、ただ自分がテレビに一遍出たんだと、そのためにははといつて千票か二千票しか取らないような人がぞろぞろと出てくることは、果たして本当に政治を目的にしていてのかどうかと思わざるを得ません。そういう泡沫候補と言つて間違つておられるかもしれぬ。自分の被選挙権はあるんですからそれは当然ですけれども、しかし、そういう人がむやみに出るといふことはどうであらうか。また、そういう方がたくさん出られますと、テレビ放送なんかにだんだんできなくなつてしまふのです。いまでさえ十分にできないわけですね。これもうだんだんふえますと、とてもそういうふうなことになるについて一番テレビがいま影響力があるんです、調べてみると、その三〇%と云われております、あるいは選挙公報とか何とかあつて、あとはビラと



いうことで、まあわりあいには下の方へ

いって、これは数字ですから申し上げるのでも、茶の間で聞いてその人を知るといって一番いいと思います。それにはあんまりたくさん出られませんが、平等にこれを放しつと時間がいかに短縮されてしまうというところもございまして、それらの問題も考え合わせて一応われわれは今度はこの程度に引き上げるべきである。確かに国民の権利を侵害するというか、抑えることはいいことではないが、そういう弊害もある中で、乱用する者もある中で、乱用を防ぐ意味でこういうように一応したということでございます。この点は、あなたのおっしゃる気持ちはよくわかっておるつもりでございます。

#### ○委員以外の議員(市川房枝君)

テレビに出たいというんだら、それはもっと高くなったって出てくるでしょう。だから私は、候補者のそういう人というか、本当にまじめに出てくる人たちの、出てくるようなふうなことは、別な方法でもう少しお考えをいただいたらいんじゃないか。だから、その立候補について、今度の改正案には何にも触れていないわけですが、私も大分前から立候補についていろいろ意見を持って申し上げてきておるわけですが、一つは公職選挙法の八十六条の第二項といいますが、日本では立候補の届け出は二色あります。候補者個人が届け出ると、それから推薦者が届け出ると、推薦候補、この二色あるんですが、御承知のとおりイギリスは個人で届け出はできない、やっぱり推薦候補だけですね。だから、日本は幸いにしていいんです。選挙法の中にその制度が入っているんだけれども、一体、それ、どのくらい利用者があるのか、そういう調査をなすったことありますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 推薦届け出について、確たる資料はちょっと手元に持っておりません。いままでそういう正確なものは調査をしていないかもしれませんが、一度私も調べてみたいというふうに存じます。

存じます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 自治省としては、余りそっちの方を奨励しようという気持ちもお持ちになっていないから、数字も調べてないといいますが、ということじゃなくかと思うのですが、私は、いまのような立候補制度でなくて、それがイギリスのように推薦者を、何人かの推薦者を、それで立候補届け出をするということになれば、個人でなくて、そうすると、選挙ということに對する一般の国民と候補者との関係が、私はいまのようなのと違うと思うのです。いまは、やっぱり候補者の方が有権者に頭を下げて、投票してくれと頼まなければならぬ。そうでない、推薦者がいて、それで立候補なされば、今度はそういう関係でなくて、推薦者が私に主になっていうか、一生懸命やるのであって、だから選挙というものを有権者のものにする。いまはどっちかと云うと、有権者は選挙ではむしろ第三者みたいな立場で見ているというか、それは応援する人も少しはあるけれども、どっちかと言えはそれが私は日本の選挙を腐敗させる、金が余計要するようになるという一つの大きな問題ではないかと思うのです。それだけに、だから、私の言うようにすぐそれだけに、自治省が本当に選挙というものをいまのままじゃ困るとお考えになるんだら、そういう制度があるのだからそれを進めようというものを掲げてやっていただけたらいいと思うのですけれどもね。

それから立候補の問題でもう一つ、これはもう十年も前からですが、この参議院で緑風会という団体がありまして、これは無所属中立の団体でいらしたのですが、その緑風会の方々と、私はそのころから無所属だったのですが、立候補のある程度の制限といえましょうか、つまり参議院で申しますならば、公の地位を利用して事前運動といいますが、あるいは公の金で事前運動を行うというふうな弊害を除くために、たとえば高級官僚の方々はおやめになってから二年ぐらひは立

候補を遠慮していただくというようにしたかどうか、あるいは知事あるいは市町村長は余り何回も立候補しない、せいぜい三期ぐらいで、一遍休んでそれでまた出てきて結構なんだけれども、そういう制度にしてはどうか、これはアメリカなんかにもそういう制度があるんですけれども、そういうことを話し合せて、たしか一過法律案を出したことがあったんじゃないかと思えますけれども、それについて自治大臣はどうお考えになりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 基本的な点は大臣からお答えいただくと思いますが、最初のいわゆる立候補届け出制度について、推薦届け出制というのとにしたらどうかという御意見があったわけでございます。

その前に、ちょっと手元に資料がなかったわけでございますが、先ほどの数をちょっと申し上げておきますと、四十七年の暮れの総選挙のときは、八百九十六人の候補者のうちで四十人が推薦届け出になっております。それから先般、昨年の参議院の選挙のときは、全国区、地方区合わせまして三百四十九人の立候補者のうちで十七人が推薦届け出ということになっております。そこでこの問題でございますが、この点については先生御指摘のとおり、いろいろ過去にもやっぱり議論がございまして、第五次の選挙制度審議会のときには第二委員長の報告にもいろいろ出ておるわけでございます。これは政党内閣の選挙というのを進める場合におきまして、本人の立候補を禁止して、立候補の届け出は政党内閣に一定数の推薦者の署名による推薦届け出に限るべきであるという提案があったという事実も述べておるわけでございます。ただ、まあ現実問題として推薦を進めるといふことになりまして、推薦者がいふように少数であれば、これはもう余り個人が出るのと変わらない、ある程度多数の人の信任を得ている人が選ばれてくる、こういうかっこうになってまいりますと、今度は立候補の自由との関係もございまして、推薦者を得るといふこ

とに名をかりて選挙運動が、事前運動が行われるといったようなことも当時記録として審議会の議論の中に残っております。一挙にそこまで踏み切るといふことはなかなかできなかったわけでございますけれども、まあまあ今後の全般的な制度改革の過程においてどうするかというところは、一つのやっぱり話題ではあるだろうと思っております。

それから高級公務員の立候補制限については、第一次選挙制度審議会でも御承知のように答申があったわけでございますが、高級公務員に限って立候補そのものを制限するということは、やはり憲法上あるいは立法技術的にもいろいろ問題がございまして、御承知のように三十七年の公選法の改正の際に、公務員のいわゆる地位利用禁止、地盤培養行為の禁止、連座制の強化といった形で答申が行われてそれがなされたというわけでございます。まして、なお今後の問題については、あるいは大臣からまたお話があるかと存じます。

それから、多選禁止につきましては、これはやはり多選に伴っているいろいろ弊害があるということでは言われておりますし、事実そういう問題があるだろうと思っております。しかし、それから直ちに禁止するのはいかどか、場合によっては住民が国民が、いいと言わなければいけません。議論も一方にはございまして、立候補の自由との関連もございまして、いろいろ問題はあろうと確かに思うのでございまして、そういうことがあって現在までその点についての改革といったようなものは行われていないのだというふうに考えておるわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 次は、選挙費用のことをちょっと伺いたいと思うのですが、法定選挙費用、今度三割ないし四割引き上げをなさることを先ほどから御答弁ありましたね。法定選挙費用の計算の仕方は一体どういうことになっているのか。昔はある程度はつきりありましたが

れども、このところ、最近はいいかげんにやはり値上げをするということみたいになうな印象を受けておられますけれども、ちゃんとその基準がありまして、それをおつしやっていたらいい。

○政府委員(土屋佳昭君) 選挙費用に關連いたしまして、それぞれの地区でその法定費用が幾らになるかというところは、これはまあ政令ではつきり決まっておりますけれども、先生の言われるように、これは、どんな形でその基準になるのかを決めるか、というところと、それから、私ども、従来からいろいろとやり方があるわけですが、選挙となれば選挙事務所が必要になってまいりまして、その借り上げ料もございまして、そこで働く事務員の報酬とか、あるいは弁当代、通信費その他いろいろあるわけでございます。また、演説会、街頭演説をやりますと、会場借り上げとか、いろいろございまして、それから、文書図画についても、ポスターの印刷費なり、ポスターの掲示の費用、あるいははがきについても、それを場合によっては人を雇って書くというふうなこともございまして、人によっていろいろ様子は異なっておりますのでございまして、そういうことに関連してどうして出てきますのか、そういう物物的施設の借り上げとか、あるいはそこで働く、これがまあ大きいと思いますが、人的な人件費でございまして、そういうこと等がございまして、私どもそれをいろいろと具体的に、実際に選挙の済んだ後、何万円まで借りたのはどれくらいかというふうな実態も調べたりしまして、そういうものを基礎に置きながら、そうしてまた基礎になります人的な人件費といったようなものは、今回政令に落とすことにはいたしておりますけれども、例の公選法で費用弁償の額とか、あるいは宿泊費あるいは食費といったようなものを全部決めるわけではございません。そういうものを積み上げまして、かなり細かい複雑な計算をいたしておりますが、そういうことをもとにし、まあ物価の動向その他も勘案しながら決めておるわけでは

いまして、そういうことで、昨年二倍ぐらいに引き上げ、そうしてまた今回四割以上に多分今度の修正等を含めまうと思っておりますけれども、規定をどうしたいと。ただ、まあそれが現実と実態に合うかどうかとなりますと、いろいろと個人の選挙の仕方によりまして、非常にいろいろと個人を借りられる場合とか、いろいろあるかと思っておりますが、私どもとしては、まあ通常これぐらいならという質素なところを考えてやっておりますわけでございます。ただ、まあ、そういうものが実態に合うか合おぬかというところは、今後適時判断をしながら、一々法律改正ということも必要でございまして、御注意があればそういう実態を見ながら改定をしようというふうなことを考えておるわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 決まった法定選挙費用と、それから実際にどのぐらい金が要ったかというところとをわからぬので、選挙費用の中でどのぐらいの割合というのか、ウエートというかというところは、お調べになっておりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 私ども、個々の方々がどういふ運動をされるかということについては、われわれでわかるわけではございませんので、まあ一応法定費用の範囲内で届け出をしていただいておりますわけではございます。それ以外に実態がどうかと言われましても、ちょっと私どもとしてはそれはわかりかねるわけではございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 法定選挙費用の問題を話し合うときに、法定選挙費用はほぼに決めたってそんなんだめなんだと、実際は行われていらないんだから。つまり、これを勵行させるというところで、それが問題なんだと。実は、十年ぐらいい前になりますか、選挙制度審議会というところで、前の衆議院の議長をしてもらいました清瀬一郎さんとそれから片山哲さんと私と三人呼ばれて、それぞれいろいろ話をしたんですけれども、

ども、そのとき清瀬さんのおっしゃるのには、法定選挙費用を守らなければ選挙はきいにならないと、こういふふうにおっしゃいましたけれども、それが守られるというのか、行えるというのか、どうしたら守られるのかというところが問題でしよう。けれども、それは私は、やっぱり法定選挙費用なんて決めておいたって、ちつともそれは、もう届けるのは法定選挙費用より少なくみんな届けていらつしやるのだけれども、みんなあれは一つの物笑いといひますか、の種になっていまして、だから、それじゃやっぱり私は法を守るという点から困るし、いつそ守られないような法定選挙費用ならやめたいでしよう。出さなければいいとも言ひ得るでしようけれども、だからそれは自治省として、ひとつ今度改定をなさるならば、その実効のこともあわせて考えていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、選挙費用に關連して、選挙費用の届け出た費用は、全国区は官報ですね、あるいは衆議院の場合は各地方の府県の公報に大体の要目をお出しになるんですけれども、国民は官報を見たり、あるいは県の公報なんというのを見るというのか、そんなのそこらになんてですか。見てもよくわからぬのだけれども、あれは形式として決まっておりますからお出しになるんでしょ。けれども、私はもう、一遍届け出た法定選挙費用、それがうそかもしれぬけれども、うそはうそでもちゃんとやっぱりそれを認めて、そして国民に知らせるという方法をやっていただけないのかどうか。イギリスでは、選挙費用を国会がちゃんと出版しているんですよ。その選挙済んだ後、選挙費用もいろいろ含めて出している。そしてそれをちゃんと売っているんですよ。ただ、やなことになるかわかりませんが、自治省がそういうものをお出しになつて、そしてお売りになつたらいいじゃないですか。そういうことをしなから、やっぱり金の問題をみんなが余り問題にしないようになってしまつて、ひとつそれ

考えたいだいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(土屋佳昭君) いまお話のことは、確かにそういうことは私も理解できるわけではございます。何せ、候補者も非常に数が多いもので、それから、一応官報というところで御必要な方はそれをごらんいただく。それに、私どものところは基本的なものがございまして、これは閲覧もできないことはないわけではございますけれども、もともとたくさんの方にそれを見せる方法はないかと。まあつくつて売っておるという例までお話をいただいたわけではございますが、そういうことをもう少しわかりやすい方法というところは、私ども検討をいたします。

○委員以外の議員(市川房枝君) だんだん時間が少なくなりました。衆議院の修正案の方の御説明をちょっと伺うためにお願いしたいのでどうもありがとうございます。お待ちいたして済みせんが。

後、本日は私は、公營の拡大について私は賛成をしていない。国民の税金をどんどん勝手にふやされて、本日は国民はみんなそういう気持ちを持っていてるんですが、それから政党の機関紙の問題、これも私は、何も法律でこれを制限する必要はない。これは国民の方が判断をする。むしろ言論の圧迫、そういうことにつながるような規制はやっぱりしていただきたくない。まあそれを申し上げようと思ひました。それから政治資金規正法の改正ではいろいろ申し上げたことがあり、附則十條はちよつとさつき申し上げたんですけれども、少し申し上げたいのは、あるいは企業ぐるみ選挙、あるいは選挙管理の機構の問題なんかありますが、衆議院からおいでいただきましたその政党の機関紙の問題、これを少しちよつと伺いたしたいと思います。衆議院で政党の機関紙並びに号外に対しての規制を今度改正案でされたんですけれども、これに対してそれこそ自民党、社会党、民社党は御賛成になつていて、いいですか、共産党並びに公明党が反対をしておいでになりますか。

をたくさん配ることによっていわゆる選挙の公正が期せられない、こういう面が出てまいりますので、号外について、選挙の報道評論以外においても、当該選挙区に配るものについては、候補者の名前またはその名前が類推されるような号外につ

うものがはつきりあらわれていない限りにおいては自由だということは、衆議院の委員会においても私自身も質問をして、ここにおられる自治大臣からも答弁をいただいております、こういうわけでありますから、政治活動はできるだけ自由にする。しかし、選挙運動にわたる部分については、候補者間平等、選挙の公正という立場において、これを一定の範囲において制限をしていくということは、現行日本における選挙法体系の中からやむを得ないものと認めて修正案を提案をいたしました、こういう次第でございます。

○委員以外の議員（市川房枝君）　ありがとうございます。

民社の方おいでいただいたので、時間よろしゅうございますか、ちょっと。私は終わりますけど、ちょっと伺わせていただきたいと思ひます。

○衆議院議員（小沢貞孝君）　選挙の報道評論を掲載した政党機関紙の本紙、確認団体の機関紙の本紙及び一般紙については、政府原案は選挙期間中及び投票日においてはこれは有償のものに限るものと、こういう政府原案が出たわけです。ただ、政党の機関紙の本紙については、いま社会党の山田先生の言われたように、これはやっぱりもとに戻すべきだと、こういうぐあいで、いまと全く同じ意見であります。

それから、確認団体の機関紙の号外については、政府原案は選挙の報道評論に関するものだけが規制されておるわけです。いま山田先生のちょっと言葉が足りなかつた点があるいはあつたかも知れませんが、それだけでは実は選挙の公正が期待されないという面が出てくるのではなからうか。たとえば政党活動あるいは政策活動、こういう名前で何々地区委員会の委員長、その委員長が、当該選挙区から出ておる場合には、そういう号外

六月二十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公職選挙法の改悪反対に関する請願（第六〇六七号）（第六〇六八号）（第六〇六九号）（第六〇七〇号）（第六〇七一号）（第六〇七二号）（第六〇七三号）（第六〇七四号）（第六〇七五号）（第六〇七六号）（第六〇七八号）（第六〇八九号）（第六〇九〇号）（第六〇九一号）（第六〇九二号）（第六〇九三號）（第六〇九四号）（第六〇九五号）（第六〇九六号）（第六〇九七号）（第六〇九八号）（第六〇九九号）（第六一〇〇号）（第六一〇一号）（第六一〇二号）（第六一〇三号）（第六一〇四号）（第六一〇五号）（第六一〇六号）（第六一〇七号）（第六一〇八号）（第六一〇九号）（第六一一〇号）

○委員長（中西一郎君） 他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめます。

次回の本委員会は六月二十九日金曜日、時間は追ってお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後六時五十四分散会

では、委員長、ちょっと時間超過いたしましたでしたが、ありがとうございます。何か別な機会でもまた委員会発言をお許し得ましたら、あと残っている問題を伺いたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員以外の議員（市川房枝君） ありがとうございます。

(第六二五二号)(第六二五四号)(第六二五五号)(第六二五六号)(第六二五七号)(第六二五八号)(第六二五九号)(第六二六〇号)(第六二六一号)(第六二六二号)

第六〇六七号 昭和五十年六月六日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 北海道標津郡中標津町西北七二  
鈴木貴雄外四百五十一名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇六八号 昭和五十年六月六日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町池戸 月岡照  
明外三百四十九名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇六九号 昭和五十年六月六日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 香川県高松市東山崎町二二ノ一  
大谷隆夫外九十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七〇号 昭和五十年六月六日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 広島県呉市清水二ノ六ノ一二 上  
田博則外七千二百七十六名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七一号 昭和五十年六月六日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 広島県尾道市土堂一ノ一一ノ二三  
井上増美外九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七二号 昭和五十年六月六日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区上原二ノ五ノ二二  
浅井徳三外四百二十六名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七三号 昭和五十年六月七日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区北町六ノ三三ノ二  
中村香外二千三百八十九名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七四号 昭和五十年六月七日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 京都府福知山市字和久寺二四六  
稲橋照子外八千八百六十四名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七五号 昭和五十年六月七日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 熊本市千葉城町三ノ四五 伊藤エ  
ミ子外四千二百二名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇七六号 昭和五十年六月七日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷二ノ八ノ一  
石栗義雄外千六百五十名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇八九号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 広島県尾道市土堂一ノ一二ノ一四  
魚谷悟外三千三百十二名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九〇号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 広島市河原町一五ノ一六 道本琢  
郎外三千百名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九一号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 広島県尾道市久保二ノ六ノ三〇  
上田千代美外千四百四十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九二号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 岐阜市清住町二ノ二五 中島一裕  
外三千五百二十四名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九三号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬一ノ四四ノ八拓  
美荘内 八敏弘泰外二十四名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九四号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷一ノ一〇ノ

三 片山貞雄外三千名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九五号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 広島県尾道市久保町八五ノ一 飯  
田秀都外五千五百二十三名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九六号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(四通)

請願者 福島県白河市旭町二ノ八四 辺見  
友子外六千三百二十一名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九七号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 広島県山県郡豊平町志路原 林ト  
ミエ外二百八十四名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九八号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願(七通)

請願者 広島市基町一六ノ八ノ三〇六 辻  
本静子外七千二百二十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六〇九九号 昭和五十年六月九日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市鴨河内一、六三七  
栗原敏彦外二百六十名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一三二号 昭和五十年六月九日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市千里園一ノ六ノ四〇

越島ひとみ外三千名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一四七号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 名古屋市中東区にじが丘二ノ七

清水好弘外三千名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一四八号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北九州市八幡西区筒井町一五ノ一

弥永昭外四百二名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一四九号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区成増五ノ四ノ三〇五

後井和夫外四百五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一五〇号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願(五通)

請願者 広島市南竹屋町三ノ四 小島実外

八千二百十三名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一五一号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願(四通)

請願者 東京都杉並区高円寺北四ノ二九ノ

一光荘内 村上智子外九千九百

七十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一五二号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 福島県いわき市泉町玉露四二 荒

木ふじの外二千八百八十五名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一五三三号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 和歌山市井辺一四四ノ三一 曾和

孝夫外三千名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一五四号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 福岡市東区大字名島二、四七九ノ

三三の丸団地八五三 松並美智子

外二百三十二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一五五号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県柏市富里三ノ三ノ一六 漢

谷芳雄外百十一名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六一九九号 昭和五十年六月十日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田三、七〇八

日野山勉外三千名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇三三号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 熊本県荒尾市原万田八三九 松尾

鉄也外二百七十四名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇四四号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道美幌市大通南九 古庄弘外

千五百十四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇五五号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道釧路郡釧路村字老若舞 荒

木千枝子外八百七十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇六六号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ二二ノ一

五 加藤武夫外四千四百五十二名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇七七号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道北見市春光町七丁目 白樺

和子外九百三十一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇八八号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道函館市湯川町二ノ三九ノ一

沢田満外六千七百五十六名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二〇九九号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道小樽市相生町二ノ一七 福

田孝宏外七千五百名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二一〇〇号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市春光町春光台整肢学

院内 大月美奈子外三千九百九十

九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二一二二号 昭和五十年六月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 札幌市西区山の手五条八丁目 和

泉和子外五千五百八十二名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二二四四号 昭和五十年六月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸四ノ一一 広田

正春外二百五十名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。



第六二五五号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道岩見沢市四条東一七ノ一九

小林徹外二百二十三名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二五六号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道静内市静内町御幸町二四三

太田垣信史外二百三十六名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二五七号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区早宮一ノ五〇ノ一二

名畑多美子外四百四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二五八号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道帯広市西一〇条南二八ノ三

一 吐山修外千六百四十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二五九号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉町一、六七

八 中村政治外三千四百名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二六〇号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 秋田市中通五ノ二 小林泰夫外二

千六百六十名  
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六二六一号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都練馬区谷原一ノ四ノ一 飯

塚実外二十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。

第六三〇八号 昭和五十年六月十二日受理  
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 北海道岩見沢市志文本町三条三丁

目 磯野澄子外二百四十四名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第五〇四〇号と同じである。